

平成23年度
教職大学院自己評価書

鳴門教育大学大学院学校教育研究科
高度学校教育実践専攻

目 次

I	教職大学院の現況及び特徴	1
II	教職大学院の目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準領域 1	設立の理念と目的	3
基準領域 2	入学者選抜等	7
基準領域 3	教育の課程と方法	11
基準領域 4	教育の成果・効果	29
基準領域 5	学生への支援体制	34
基準領域 6	教員組織等	38
基準領域 7	施設・設備等の教育環境	46
基準領域 8	管理運営等	47
基準領域 9	教育の質の向上と改善	51
基準領域 10	教育委員会及び学校等との連携	54

I 教職大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 教職大学院（研究科・専攻）名：鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻

(2) 所在地：徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748

(3) 学生数及び教員数（平成24年5月1日現在）

学生数 78人

教員数 20人（うち、実務家教員 10人）

2 特徴

鳴門教育大学は、実践的指導力を有する優れた教員の養成に資するため、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和56年10月1日に設置された。平成8年度からは、本学、上越教育大学、兵庫教育大学及び岡山大学の4大学を構成大学とする「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」が設置され、学士から博士まで連動した段階的・発展的教育を展開する体制を整備している。

今日の学校が直面している諸課題は、複雑かつ困難なものとなっており、学校教育を巡る諸課題に適切に対応し、複雑化・多様化しつつある児童生徒の実態に即しながら、教育活動を積極的に改善・改革していくことのできる、高度な専門性と実践力をもった教員を養成することが強く求められている。すでに「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について（報告）」（平成13年11月）においては、大学院に関して、学部段階で修得する教員として通常必要とされる資質能力に加えて、より高度な専門性や特定分野に強い教員を養成することが必要であると示されており、特に、学校現場が抱える問題に積極的に取り組む中核的教員の養成の重要性が指摘されている。また、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月）では、「教員に対する揺るぎない信頼を確立するための総合的な改革の推進」のために、養成段階から、その後の教職生活を一連の過程としてとらえ、その全体を通して、必要な施策を総合的に講じていくこと、学部段階の教員養成教育の改善・充実を図りつつ、それを踏まえて「教職大学院」制度を活用して、大学院においてより高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員を養成する必要性が指摘されている。

本学は開学以来、現職教員を含めた教員養成教育の実績を有し、学生の実践力を養成するための教育課程等の開発やその実践等に先導的に取り組んできた。それらの実績と知見を最大限に活かしながら、今日の学校と教員を巡る状況を踏まえ、養成すべき教員の専門性と実践力の内実を明確にしつつ、それらを備えた力量ある教員を養成するため、従前の教員養成教育における教育課程、指導方法、組織体制等を見直し、教員養成系の学部・大学院の在り方を追求する全学的な改革の一環として、平成20年4月に大学院学校教育研究科専門職学位課程（教職大学院）として、「高度学校教育実践専攻」（以下、「本学教職大学院」という。）を設置した。

本学教職大学院では、幅広い視点と確かな理論、豊かな実践力をもつ教員を確実に育成するため、専門的知識・実践的技術等の修得（理論的学習）と実習における実践（実践的・臨床的学習）を段階的に進展させる教育課程を構築するとともに、①現職教員学生、学部卒学生のそれぞれのキャリアに応じたきめ細かな教育の提供、②2年間の教育・学習の到達目標の明確化、③実習科目を中核としたOJT(On the Job Training)と大学院の専門教育の融合、④教育活動の組織的な改善を推進する大学院教育を特色とした教育内容、指導体制を整備している。また、教育委員会や連携協力校等との協働により、教育課程の開発や学修成果の評価を行い、学校現場の意向の反映、課題の把握に努めている。

II 教職大学院の目的

1 教職大学院の使命・目的

今後の学校教育において必要とされる教員を養成するという使命に則し、本学教職大学院では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、①学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員の養成、②実践的対応力に優れた新人教員を養成し、教育現場の諸課題に応えることを目的としている。

2 養成する人材像

本学教職大学院の理念・目的に即し、主として現職教員を対象とするリーダー教員の養成に関しては、教員のキャリア形成を考慮して、①マネジメントリーダー教員、②生徒指導・教育相談リーダー教員、③授業・カリキュラム開発リーダー教員、の3タイプの養成を行う。また、学部卒学生を対象とした新人教員の養成にあたっては、多様な児童の実態を理解し、適切に対応しうる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を育成する。

具体的には、以下の4コースを設置している。

- 学校・学級経営コース：学校経営，教育行政，学校危機管理等に関する専門的・実践的な知識と技能を有し，学校組織の運営と改善，学校と家庭・地域との連携等を推進できる教員を養成する。
- 学校臨床実践コース：児童生徒理解，対人関係，コミュニケーション等に関する専門的・実践的な知識と技能を有し，生徒指導・教育相談の分野において学校の指導体制の改善を含めて，学校及び地域の学校群のリーダーとして活躍できる教員を養成する。
- 授業実践・カリキュラム開発コース：カリキュラム，授業構成・実践，学習評価等について専門的・実践的な知識と技能を有し，授業実践・カリキュラム開発のリーダーとして，授業研究，校内研修，教育委員会における研修等で指導的な役割を担う教員を養成する。
- 教員養成特別コース：学部段階で形成した教員として必要な資質能力の上に，さらに複雑化しつつある学校教育の諸課題に対して，幅広い実践的対応力を有し，将来における新しい学校づくりを推進する役割を発揮しうる新人教員を養成する。

3 教育活動等を実施する上での基本方針

本学教職大学院の目的，人材養成を確実に履行するため，教育課程の開発・評価，研究者教員と実務家教員による協働指導体制を重視している。

また、「教職大学院における到達目標（3領域11観点）」を設定し，学生，大学教員，教育委員会・学校へ明示し，学びのねらいと成果を共有している。具体的には，本到達目標に即してカリキュラムを体系化するとともに，学生は，到達目標に準拠した自己評価と課題設定，週録による学修成果の蓄積，省察を通して，教職大学院の学修に主体的に取り組むこと，大学教員は，学生の学習プロセスを把握し，個々に適した指導，評価を行うとともに，担当する授業や教育内容の改善に繋げている。教育委員会・学校においては，教職大学院への理解を深め，教育課程や教育内容，学生の学修成果に関する評価等にあたって大学と協働する体制をとっている。

4 達成すべき成果

個人の課題のための教育，力量形成に留まらず，学校現場が直面している課題解決を学校，学生，大学教員が協働して展開する枠組みを設定し，学校改善と大学院教育の一体化を促進するとともに，学修成果を広く教育関係者に公表することで，地域社会や学校現場に対してその成果を還元する。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準領域 1 設立の理念と目的

1 基準ごとの分析

基準 1-1 A

○ 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

[基準に係る状況]

本学大学院の目的は、国立大学法人鳴門教育大学学則（以下「学則」という。）第 57 条で次のとおり定めている（資料 1-1-①）。

資料 1-1-① 本学大学院の目的

第 57 条 本学大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培い、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則）

専門職大学院について、学校教育法第 99 条第 2 項は、「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする」と規定している。これらを照合すれば、学則第 57 条に定めた目的は学校教育法第 99 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項等に規定された大学院の目的に合致している。

また、本学教職大学院の理念・目的は、「履修の手引（専門職学位課程）」及び大学のウェブページで公開している「創設の趣旨・目的」のとおり、目的を示している（資料 1-1-②）。

資料 1-1-② 創設の趣旨・目的

[TOP](#) > [大学案内](#) > [本学が目指すもの](#) > [創設の趣旨・目的](#)

創設の趣旨・目的

教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められている。

本学は、このような社会的要請に基づき、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和 56 年 10 月 1 日に創設された新しい構想の国立大学であり、以後社会の要請に応えるべく教育研究の充実に取り組んできた。

平成 20 年度から、今日の学校と教員を巡る状況を踏まえ、養成すべき教員像を明確にし、専門性と実践力を備えた力量のある教員を養成することとし、新たに専門職学位課程（高度学校教育実践専攻）を教職大学院として設置した。

大学院学校教育研究科「修士課程」において、教科・領域等における専門性を培い、優れた教育実践を展開できる能力を、「専門職学位課程」では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を培い、学校や地域で指導力を発揮できる力量を、それぞれ有する初等中等教育教員を養成することを目的としている。

また、「学校教育学部」においては、幼児・児童・生徒の成長と発達に関する総合的な理解にたち全教科・領域にわたる優れた指導力を備えた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的としている。

（出典 本学ウェブページ）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 本学の教職大学院の理念・目的は、学則第 57 条及び「創設の趣旨・目的」に規定するとおり専門職大学院に関する諸法令の趣旨に合致している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 1-2 A

○ 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の理念・目的は、「創設の趣旨・目的」の中で既設の修士課程の理念・目的と明確に区別し、ウェブページに明記している（資料 1-1-②：3 頁参照）。また、教職大学院において養成する人材像については、「履修の手引（専門職学位課程）」において、次のように示している（資料 1-2-①）。

資料 1-2-① 教職大学院において養成する人材像

本専攻においては、一定の教職経験を有する現職教員を対象に「学校や地域において指導的役割を遂行できるスクールリーダー教員」及び学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した者を対象に「幅広い実践的対応力・展開力に優れた新人教員」の養成を行う。

スクールリーダーに関しては、教員のキャリア形成を考慮して、以下の 3 タイプの教員養成を行う。

- ① 学校経営において中核的な役割を担う教員の養成
- ② 生徒指導・教育相談に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成
- ③ 授業実践・カリキュラム開発に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

また、新人教員に関しては、多様な児童の実態を理解し、適切に対応できる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を備え、意欲的に教職に取り組むことができる教員を養成する。

(出典 平成 24 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」)

本学教職大学院には、主として現職教員学生を対象とする「学校・学級経営コース」、「学校臨床実践コース」、「授業実践・カリキュラム開発コース」と、学部卒学生を対象とした「教員養成特別コース」の計 4 コースを設置しており、教育研究上の理念・目的を次のように定めている（資料 1-2-②）。

資料 1-2-② 教職大学院のコースについて

学校・学級経営コース：学校経営において中核的な役割を担う教員の養成

学校経営、教育行政、学校危機管理等に関する専門的・実践的な知識と技能を有し、学校組織の運営と改善、学校と家庭・地域との連携等を推進できる教員の養成

学校臨床実践コース：生徒指導・教育相談に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

児童生徒理解、対人関係、コミュニケーション等に関する専門的・実践的な知識と技能を有し、生徒指導・教育相談の分野において学校の指導体制の改善を含めて、学校及び地域の学校群のリーダーとして活躍できる教員の養成

授業実践・カリキュラム開発コース：授業実践・カリキュラム開発に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

カリキュラム、授業構成・実践、学習評価等について専門的・実践的な知識と技能を有し、授業実践・カリキュラム開発のリーダーとして、授業研究、校内研修、教育委員会における研修等で指導的な役割を担える教員の養成

教員養成特別コース：学卒者を対象とした実践的対応力・展開力に優れた新人教員の養成

多様な児童の実態を理解し、適切に対応しうる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を備え、意欲的に教職に取り組むことができる新人教員の養成

(出典 企画総務課資料)

本学教職大学院の教育内容、指導体制の特色については、「履修の手引（専門職学位課程）」において、次のように示している（資料 1-2-③）。

資料 1-2-③ 教育内容、指導体制の特色

- ① 現職教員、学卒学生、それぞれのキャリアに応じたきめ細かい教育
- ② 学校の教育活動や学校経営等の改善に連動した教育展開
- ③ 実務家教員と研究者教員による協働指導体制
- ④ 大学院学生の学修成果に関する総括的評価

(出典 平成 24 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」)

また、本学教職大学院では、「到達目標（3 領域 11 観点）」を設定し、大学教員、学生、教育委員会、連携協力校等へ明示し、2 年間の教育及び学びのねらいと成果を共有している（資料 1-2-④）。

資料 1-2-④ 教職大学院における到達目標

現職教員学生対象		学部卒学生対象	
領域	観点	領域	観点
1. 教育的人間力	①最新の教育動向の理解	1. 教育的人間力	①最新教育動向の理解
	②社会と関連づけた教育の認識		②社会と関連づけた教育の認識
	③教員の在り方, 教員としての省察		③教員在り方, 教員としての省察
	④コミュニケーション		④コミュニケーション
2. 教育実践指導力	⑤生徒指導	2. 教育実践指導力	⑤生徒指導
	⑥学習指導		⑥学習指導
	⑦学級経営		⑦学級経営
3. 学校改善指導力	⑧校分析	3. 協働的改善力	⑧協働性
	⑨組織運営マネジメント)		⑨改善に対する主体性
	⑩評価改善		⑩学校組織に関する理解と参加
	⑪連携構築		⑪家庭・学外組織に関する理解と参加

(出典 教務課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 本学教職大学院の理念・目的は、「創設の趣旨・目的」により修士課程と区分している。また、各コースにおける人材養成及び修得すべき能力等を明確に設定している。

2) 本学教職大学院では、2年間の学びによる「到達目標」を設定し、大学教員、学生、教育委員会等と共有している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 1-3 A

○ 当該教職大学院の理念・目的を公表し、周知に努めていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の理念・目的については、ウェブページや「履修の手引（専門職学位課程）」を通じて、全教職員・学生が常時、閲覧可能な状態にあり、さらに「鳴門教育大学概要」、「学生生活案内」、「鳴門教育大学教職大学院ガイドブック」、「学生募集要項」等の冊子を配付していることや、新入学生に対してはオリエンテーション等の説明により周知している。具体的には、ウェブページにより、教職大学院の理念・目的を広く社会に公表するほか、大学院紹介ビデオの視聴も可能である（資料 1-3-①）。また、「鳴門教育大学概要」、「鳴門教育大学教職大学院ガイドブック」等の冊子を、教育委員会や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育研修センター等の教育機関に送付・配付するとともに

資料 1-3-① 鳴門教育大学大学院紹介ビデオ



(出典 本学ウェブページ)

に、大学が企画する「授業公開・授業検討会」や「大学院説明会」等に参加した学外者に対しても周知している。

なお、本学教職大学院の教育目標の達成状況の検証は、授業評価、「授業公開・授業検討会」及び「教職大学院外部評価委員会」の実施等を通じて行っている。「教職大学院外部評価委員会」では、教育委員会や連携協力校関係者等に本学教職大学院で設定している到達目標を明示するとともに、教育委員会等からの意見を踏まえて、教育内容及び教育方法等の改善を図っている。

本学教職大学院の学生の学修成果に関する総括的評価について、「履修の手引（専門職学位課程）」には、大学と教育委員会、連携協力校等とが連携し、学修成果のプレゼンテーションを通じて、達成状況を検証することとしている（資料 1-3-②）。

資料 1-3-② 学生の学修成果に関する総括的評価

専門職学位課程では、大学院学生の学修成果を最終的に評価するために、2年間の学修成果をまとめた最終成果報告書を作成し、これに基づいたプレゼンテーションを行います。

評価にあたっては、上記の報告書及びプレゼンテーションのほか、各実習科目で作成したレポートを含めて、学修評価判定委員会において以下の評価基準により総括的に評価します。

- ① 大学院で学習した専門的な知識やスキルの実践場面（実習等）における理解度・活用度
- ② 実習科目における課題の分析、課題解決の構想、それらの評価における実践的友好度

（出典 平成 24 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 本学教職大学院の理念・目的は、ウェブページ及びガイドブックをはじめとする冊子等により学内外に周知している。
- 2) 授業公開や学修成果に関するプレゼンテーション等を通して、教育委員会や連携協力校関係者へ教育内容やその成果を公表し、教育目標の達成状況について検証し、適切に改善を行う体制を構築している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院の理念・目的については、既設の修士課程と区別し、専攻分野に関する高度な専門的知識及び能力を修得させるよう適切に配慮している。その最大の特色は、学校及び地域の学校群のリーダーを育成するため、現職教員学生の力量の向上と併せて、「学校力」の向上を視野に入れていることである。具体的には、理論と実践の往還を中核に据え、実習科目を通して、講義・演習等で修得した理論を実践現場で適用すること、実習にあたっては、現任校の管理職と共に課題を抽出し、同僚教員との共同により課題解決プログラムを開発、実践、評価する一連の活動によって「学校の改善と一体化した教師教育」の実現を図っている。

基準領域2 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

基準2-1 A

- 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表されていること。

[基準に係る状況]

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関しては、専門職学位課程と修士課程を区分し、次のとおり明文化され、学生募集要項にて紙媒体並びにウェブページ上で公表している（資料2-1-①）。

また、大学院ガイドブックとともに学生募集要項を都道府県教育委員会および徳島県内市町村教育委員会や国公私立大学、徳島県内公立学校に配布し広報している。

資料2-1-① アドミッションポリシー

学校教育研究科修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を受け、学校教育に関する諸科学の総合的、専門的研究をとおして、その理論と方法の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者となりうる能力を養い、初等中等教育教員としての高度の資質と力量の涵養を図ることを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 教育者として、子どもに対する愛情と使命感を持つ現職教員
- ② 教育に関する専門的知識を探求し、実践力をもった初等中等教育教員になることを志望する者を基本に選抜します。

学校教育研究科専門職学位課程（教職大学院）においては、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、学校や地域で指導力を発揮できる教員を養成することを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員となることを志向し、高度な実践力を修得しようとする者
- ② 学部段階で培われた教員としての資質能力の上に、優れた実践的対応力・展開力を有し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を志向する者を基本に選抜します。

(出典 平成24年度学生募集要項)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) アドミッションポリシーの明文化、教育委員会等への学生募集要項及び教職大学院ガイドブックの郵送とウェブページ上での広報により、本学教職大学院の目的等の周知を徹底している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準2-2 A

- 教育理念及び目的に照らして、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受け入れが実施されていること。

[基準に係る状況]

入学者選抜方法について、「学校・学級経営コース」、「学校臨床実践コース」及び「授業実践・カリキュラム開発コース」では、出願書類のうち実践研究希望調書や教育実践の記録をもとに、教育実践に関する問題意識や内容等について試問する口述試験を採用し、「教員養成特別コース」には、上記の口述試験に加えて教職に関する設問及び小論文による筆記試験を課すことにより、公平性と平等性を確保している。

また、出願要件について、「学校・学級経営コース」、「学校臨床実践コース」及び「授業実践・カリキュラム開発コース」では、3年以上の教職経験を有する者に加えて、小中高等学校のいずれかの教員免許を有し、現在は教職以外の本採用職に3年以上就いている社会人としている。「教員養成特別コース」では、従来の小学校教諭

一種免許状取得者（取得見込み者を含む。）に加えて、平成23年度入学者選抜から新たに小学校教諭二種免許状取得者（取得見込み者を含む。）で且つ幼稚園教諭，中学校教諭，養護教諭のいずれかの一種免許状取得者（取得見込み者を含む。）を対象とするなど，開放性を確保している。

入学者の選抜は，大学院入試委員会の議を経て試験実施本部を設置し，試験監督員，試験実施担当者に対し事前の説明会を開催し，実施方法を周知徹底した上で，出願時の提出書類の審査，筆記試験，口述試験を厳格に実施することにより，各コース，各履修形態等の選択に適った学習履歴や実務経験等を的確に判断している。可否判定については，専攻会議にて予め定められた予備判定のための審査基準及び採点基準，大学院で定める審査基準に基づき行うこととしている。

これらの入学者選抜試験に関する出願要件，方法，配点，面接内容や筆記試験問題などについては，学生募集要項に明示し学内外での入試説明会等にて公表・公開している。

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 教職大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って，入学者選抜試験に関する出願要件，試験方法，配点，筆記試験や口述試験の概要などについては，学生募集要項に明示している。また，入学者選抜試験実施要項に基づき，整った組織体制のもとで審査基準や入学者選抜方法を明確に定め，公平性，平等性を確保している。

2) 出願要件については，現職教員学生を対象とするコースにおいては，教員免許状を有する社会人を含めるとともに，「教員養成特別コース」においては，小学校教諭二種免許状取得者で幼稚園，中学校，養護教諭のいずれかの一種免許状を有する者を対象とするなど，開放性を確保している。

以上のことから，本基準を十分に達成していると判断する。

基準2-3 A

○ 実入学者数が，入学定員と比較して適正であること。

[基準に係る状況]

教職大学院の入学定員50名に対して，平成21年度の入学者が47名，平成22年度が47名，平成23年度が40名入学したが，定員充足にはあと一歩及ばなかった（資料2-3-①）。

定員充足に向けての対応として，主に現職教員学生を対象とする3コースでは，都道府県教育委員会や市町村教育委員会及び徳島県内の校長会への計画的訪問を実施し，授業公開や学修成果発表会を四国4県の教育委員会の後援を受け，広く教育行政機関や学校現場に対して教職大学院の教育課程や実習の成果などを周知している。また，学部卒学生を対象とした教員養成特別コースでは，コース独自のガイドブックを作成して学生募集要項に追加して配布し，さらに在学生の卒業大学へ計画的に訪問する等，大学間の関係維持と広報活動に努めている。

資料2-3-① 高度学校教育実践専攻（教職大学院）入学者選抜状況

平成21年度入学者選抜状況

コース名等		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	学校・学級経営コース	10人	12人	12人	12人	12人
	学校臨床実践コース	15人	11人	11人	11人	11人
	授業実践・カリキュラム開発コース	15人	15人	15人	14人	14人
学卒	教員養成特別コース	10人	15人	13人	13人	10人
計		50人	53人	51人	50人	47人

平成22年度入学者選抜状況

コース名等		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	学校・学級経営コース	10人	13人	13人	13人	13人
	学校臨床実践コース	15人	13人	13人	12人	12人
	授業実践・カリキュラム開発コース	15人	14人	14人	14人	12人
学卒	教員養成特別コース	10人	10人	10人	11人	10人
計		50人	50人	50人	49人	47人

平成23年度入学者選抜状況

コース名等		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	学校・学級経営コース	10人	11人	11人	11人	11人
	学校臨床実践コース	15人	9人	9人	9人	9人
	授業実践・カリキュラム開発コース	15人	14人	14人	14人	14人
学卒	教員養成特別コース	10人	11人	10人	10人	6人
計		50人	45人	44人	40人	40人

(出典 入試課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 平成23年度においても入学者数は定員に達しなかったが、学修成果発表会などの実際の教育活動に関する情報提供による広報活動の効果が入学者確保へと着実に繋がってきており、適正の範疇にあると考える。また、積極的にアウトリーチな広報活動を計画し、教育委員会や校長会、大学や学校現場へ訪問し教職大学院の目指す人材養成やカリキュラムの特徴について面会による説明を行うなど、授業公開や現任教職大学院の成果発表会等を実施したことにより、本学教職大学院への理解と信頼を得ている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本専攻の危急の課題である定員充足への対応には、創意工夫と努力を積み重ねているところである。入学者選抜に係る主たる取り組み3点を次に挙げる。第1点は、広報活動を単に教職大学院制度の説明によるセールス活動に終わらせず、本学の特色である教育に係る専門職業人育成のための総合的な質保証システム（カリキュラムの体系化、到達目標とカリキュラムマップ、学生の自己評価等）をも加え、修学中、修学後のゴール点までを、教育委員会、学校、教員が展望できるような具体的説明に努めた。第2点は、教員養成特別コースの出願要件について、従来の小学校教諭一種免許状取得者（取得見込み者を含む）に加えて、小学校教諭二種免許取得者（取得見込み者を含む）で且つ幼稚園教諭、中学校教諭、養護教諭のいずれかの一種免許取得者（取得見込み者を含む）を平成23年度入学者選抜より実施して幅広く人材を求めた。第3点は、教員養成特別コースへ接続し、6年

一貫を見通した教育により高い実践力を身に付けて学校で活躍できる教員養成を目指した「学校教育実践コース」を平成23年度に学校教育学部学校教員養成課程小学校教育専修に新設した。学校教育実践コースから教員養成特別コースへ大学院進学する場合の段差を低くし、学生にとってより良い学びの環境づくりを考え、優遇措置として①書類審査による選考とすること、②大学院入学時の入学料は免除すること、の2点を設けた。

基準領域3 教育の課程と方法

1 基準ごとの分析

基準3-1 A

- 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院では、創設からの成果の検討を行い、それを総括した上で以下の基本方針を設定している。

- ①教職大学院で育成すべき人材像を踏まえ、大学院での専門的知識の習得と学校現場での活用・内面化を両輪とする教育（OJTと専門教育の総合）をさらに一層充実させる。そのために、実習及び実習関連科目の体系化と単位数の見直しを図る。
- ②学生の関心に対応できるように、修了要件における選択幅を拡大する。そのために、選択履修単位を設定する。
- ③現職教員学生、学部卒学生それぞれの既有知識、経験に適合するように、共通科目の編成を見直す。そのために、合同授業とキャリア別授業の設定、各領域における共通科目を見直す。

以上の基本方針の改訂を受け、平成22年度より新たな教育課程を編成している（資料3-1-①）。

資料3-1-① 授業科目の区分と内容

区 分	内 容
共 通 科 目	学校現場における教育課題に対応する5領域について、事例研究等を通して実践的・体系的な知識を習得し、学校における実践場面において、リーダーシップを発揮することのできる教員としての基層的な力量の形成を図る。
専 門 科 目	各群の専門性に応じた科目を設定し、実習科目との関連を図りながら学校現場の教育課程を理論的・実践的に分析し、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を育成する。
実 習 科 目	共通科目、専門科目で習得をした内容をふまえ、それらの知識、技能等を学校現場で検証、修正していくことを通して、実践と理論の融合を図る。

(出典 平成24年度入学者用「履修の手引(専門職学位課程)」)

以下、科目区分ごとに内容及び履修方法等について詳述する。

【共通科目】：①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営、学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域、の5領域とした。全ての領域において、現職教員学生、学部卒学生の合同による共通1科目とキャリア別の科目各1科目を設定し、合同授業ではキャリアを越えて共通して習得すべき理論や技術を陶冶する授業とし、キャリア別授業では事例研究等キャリアに応じた解釈の広がりや省察の深化等、実践的な力量を陶冶する授業とし、キャリアの違いに対応している（資料3-1-②）。

資料3-1-②「共通科目一覧」

領 域	授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
		必修	選択	
教育課程の編成・実施に関する領域	教科カリキュラムの内容と構成 学校カリキュラムの開発 (* a) 教育課程の基礎的理解と実践 (* b)	2	2 2	各領域から2科目4単位をそれぞれ修得すること。 (* a)は、学校・学級経営コース、学校臨床実践コース、授業実践・カリキュラム開発コースの学生を対象とした科目 (* b)は、教員養成特別コースの学生を対象とした科目
教科等の実践的な指導方法に関する領域	学習指導と学習評価 授業実践の分析と改善 (* a) 教科等指導の基礎的理解と実践 (* b)	2	2 2	
生徒指導、教育相談に関する領域	子どもの内面理解 生徒指導・教育相談に関するケースカンファレンス (* a) 生徒指導・進路指導の基礎的理解と実践 (* b)	2	2 2	
学級経営、学校経営に関する領域	学級・学校経営の今日的課題と実践 学校経営の実践と課題 (* a) 学級・学校経営の基礎的理解と実践 (* b)	2	2 2	
学校教育と教員の在り方に関する領域	コミュニケーション力育成の実践と課題 学校の今日的課題とその改善 (* a) 教育の今日的課題とその改善 (* b)	2	2 2	

(出典 平成24年度入学者用「履修の手引(専門職学位課程)」)

【専門科目】: コース別選択科目を「専門科目」と名称変更し、以下の科目群を配置した。現職教員学生対象の3コース「学校・学級経営コース」及び「学校臨床コース」、「授業実践・カリキュラム開発コース」については、「マネジメント」、「学校臨床」、「授業・カリキュラム」、「生徒指導・教育相談」、「学校教育の今日的課題」、「現職教員共通」の5つのコース・領域群を設け、学校現場においてリーダーとして活躍できるために、学校教育にかかわる広範かつ深い知識や技能を身につけた教員を確実に育成するため、自己の所属コース群(主領域)から3科目6単位以上、他のコース・領域群から1科目2単位以上の計12単位以上を履修し、さらに、現職教員共通群から2科目6単位を履修する。学部卒学生を対象とした「教員養成特別コース」については、実践課題に幅広く対応できる資質や能力を育成するため、授業実践、子ども理解、学級経営、学級理解、学校理解及び教科指導に関する、理論的実践的な専門科目を7科目14単位と学校教育の今日的課題群から1科目2単位の計16単位を履修する(資料3-1-③)。

資料3-1-③ 専門科目一覧

コース・領域群	授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
		必修	選択	
マ ネ ジ メ ント	学校組織の分析と開発		2	学校・学級経営 コース、学校臨床 実践コース及び授 業実践・カリキュ ラム開発コースに おいては、現職教 員共通群から6単 位、自己の所属す るコース群（主領 域）から6単位以 上、自己の所属し ないコース群（教 員養成特別を除 く）及び学校教育 の今日的課題群か ら2単位以上、計 18単位を履修す ること。教員養成 特別コースにおい ては、自己の所属 するコース群から 14単位、学校教育 の今日的課題群か ら2単位を履修す ること。
	家庭・地域との連携構築		2	
	学校危機管理の実践と課題		2	
	教員の人材育成と研修		2	
	教育政策と教育行政		2	
学 校 臨 床	学校カウンセリング		2	
	外部機関との連携		2	
	学校メンタルヘルズ相談		2	
	生徒指導・教育相談の実践と課題		2	
	学校臨床実践事例研究		2	
	教育相談の実践		2	
授 業 ・ カ リ キ ュ ラ ム	カリキュラム編成の実践と課題		2	
	学習者理解・支援の実践と課題		2	
	教材教具の開発演習		2	
	授業実践フィールドワーク		2	
	教科・研究主任の力量形成		2	
学校教育の今日的課題	乳幼児から児童期の発達支援と課題		2	
	軽度発達障害児への支援と課題		2	
	人間の成長と道徳教育		2	
現 職 教 員 共 通	学校アセスメント演習		2	
	学校課題演習		4	
教 員 養 成 特 別	教科教育実践研究A		2	
	教科教育実践研究B		2	
	実践課題研究		2	
	学校基礎演習Ⅰ（授業実践）		2	
	学校基礎演習Ⅱ（子ども理解・学級経営）		2	
	学校総合演習Ⅰ（学級理解）		2	
	学校総合演習Ⅱ（学校理解）		2	

（出典 平成24年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」）

また、平成21年度から、教職大学院における「到達目標（3領域11観点）」を設定し、教育課程に反映させている（資料3-1-④）。具体的には、観点ごとに理論的側面と実践的側面に区分し、到達目標と授業科目の関係を整理し、教職員、学生に配付するとともに、シラバスに明示している（資料3-1-⑤）。

資料3-1-④ 到達目標一覧

(現職教員対象)			(卒業生対象)					
領域	観点	到達目標 上段:理論的側面(T) 下段:実践的側面(P)	領域	観点	到達目標 上段:理論的側面(T) 下段:実践的側面(P)			
A 教育の人間力	1 最新の教育動向の理解	T 教育政策や学校改革の動向や事例について知るとともに、それらの背景について理解する P 教育政策や学校改革の動向との関連で、実学校の課題や特徴を捉える	A 教育の人間力	1 最新の教育動向の理解	T 教育政策や学校改革の動向や事例について知るとともに、それらの背景について理解する P 教育政策や学校改革の動向との関連で、学校教育の動向を省察する			
	2 社会と関連づけた教育の認識	T 人間の成長発達に占める学校教育の役割や社会・経済的状況と学校教育の関係等、幅広い観点から学校ないし学校教育を理解する P 社会で求められる教育の役割と関連づけながら実学校の教育の在り方を考える		A 教育の人間力	2 社会と関連づけた教育の認識	T 人間の成長発達に占める学校教育の役割や社会・経済的状況と学校教育の関係等、幅広い観点から学校ないし学校教育を理解する P 社会の中で求められる学校教育の役割について省察する		
	3 教員の在り方、教員としての省察	T 教員の果たすべき役割、教員の専門性について、理論的に理解する P 教員の在り方や専門性という観点から、教員としての自己の課題を捉える			A 教育の人間力	3 教員の在り方、教員としての省察	T 教員の果たすべき役割、教員の専門性について、理論的に理解する P 教師としての専門性をのばすため、日々の実践を省察する	
	4 コミュニケーション	T 様々な背景を持つ人々と適切にコミュニケーションできる知識・スキルを習得する P 様々な人と適切にコミュニケーションするとともに、集団の中でリーダーシップを発揮したり、コーディネートする				A 教育の人間力	4 コミュニケーション	T 様々な背景を持つ人々と適切にコミュニケーションできる知識・スキルを習得する P 様々な人と適切にコミュニケーションするとともに、集団の中でリーダーシップを発揮したり、コーディネートする
B 教育実践指導力	5 生徒指導	T 生徒指導、教育相談に関する理論的、専門的な知識やスキルを習得する P 生徒指導、教育相談のすすめ方について、他の教員への助言・支援ができるようになる	B 教育実践指導力				5 生徒指導	T 生徒指導、教育相談に関する理論的、専門的な知識やスキルを習得する P 習得した知識等を活用し、生徒指導、教育相談を実践し、省察する
	6 学習指導	T 授業の構成、実施、評価に関する理論的、専門的な知識やスキルを習得する P 授業の構成、実施、評価に関して、他の教員への助言・支援ができるようになる		B 教育実践指導力			6 学習指導	T 授業、カリキュラムの構成、実施、評価に関する理論的、専門的な知識やスキルを習得する P 習得した知識等を活用し、授業等を実践し、省察する
	7 学級経営	T 子どもの理解、学級集団の理解に関する理論的な知識や、関連したスキルを習得する P 学級集団や学級経営の診断と改善に関して、他の教員への助言・支援ができるようになる			B 教育実践指導力		7 学級経営	T 子どもの理解、学級集団の理解に関する理論的な知識や、関連したスキルを習得する P 習得した知識等を活用し、学級経営等に関し、実践し、省察する
C 学校改善指導力	8 学校分析	T 学校に関する資料をもとに、学校の現状と課題を把握するための知識、スキルを習得する P 実学校の児童生徒、教職員、学校運営、地域等との連携、等について、具体的なデータ(資料)にもとづき、特徴と課題を明らかにする	C 協働的改善力			8 協働性	T 協働関係を構築するために必要な知識、スキルを習得する P 協働関係の元で活動に参画し、省察する	
	9 組織運営(マネジメント)	T 学校の教育活動の活性化に結びつく、組織運営(マネジメント)の知識、スキルを習得する P 学校組織活性化のための具体的な計画を構築する		C 協働的改善力		9 改善に対する主体性	T 省察から明らかになった課題について主体的に改善するのに必要な知識、スキルを習得する P 活動に積極的に関わり、その活動を省察して自ら改善しようとする	
	10 評価改善	T 学校の取り組みを評価するための知識、スキルを習得する P 実学校の取り組みとその成果に関する評価を行うことができ、それに基づいてさらなる改善課題を明らかにする			C 協働的改善力	10 学校組織に関する理解と参加	T 学校の状況と自己の関心に関連づけて、学校の様々な活動を企画できる知識、スキルを習得する P 企画した活動で効果的に実践し、省察する	
	11 連携構築	T 外部の関係機関等に関する知識を有し、異校種、家庭・地域、関係機関等と連携をすすめるための知識、スキルを習得する P 連携構築に関する実学校の実際と課題を明らかにし、連携構築に向けた構想を具体化する				C 協働的改善力	11 家庭・学外組織に関する理解と参加	T 家庭、地域、関係機関との連携を進めるための知識、スキルを習得する P 家庭、地域、関係機関との活動に積極的に参画する

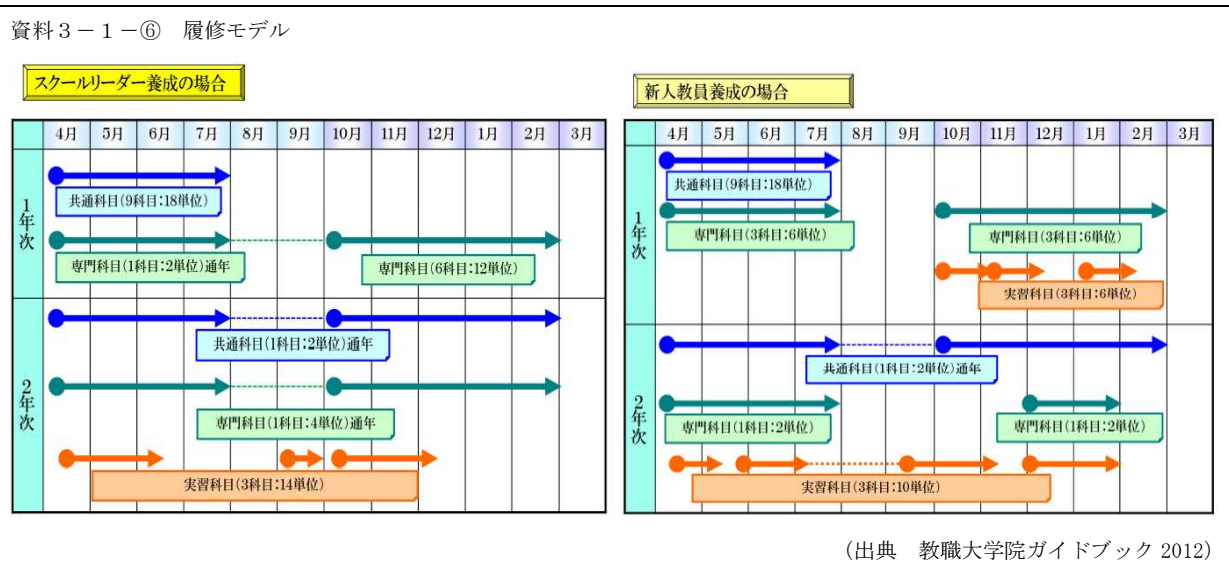
(出典 教務課資料)

資料3-1-⑤ シラバス (授業科目詳細)

科目名	教科カリキュラムの内容と構成		
担当教員	西村 公孝, 村川 雅弘, 前田 洋一		
対象学年	1年	クラス	教職院(合同)
講義室	講義棟B308講義室	開講学期	前期
曜日・時間	月4	単位数	必修, 選択
授業形態	講義・演習	単位数	2
準備事項			
備考			
授業の目的及び主旨・到達目標	教科カリキュラムの内容と構成について、学習指導要領の成立過程を概観し、そこをどのような内容構成の原理があるのか理解する。また、学習指導要領に示された目標及び内容構成は、各教科カリキュラムとして、どのように学校の教育実践の場で行われているのか、その課題を明らかにしつつ教科内容編成の原理を各教科の親学問・芸術から再検討し、教科カリキュラム内容と構成について再評価を行う。さらに、各教科の教科書等の内容と構成を分析し、児童生徒の学習実態と社会的要請(学習指導要領のねらい)を踏まえ、具体的な内容構成に関する教科書教材の単元等の開発を行う。 * 教職大学院到達目標については、LiveCampusの連絡通知カリキュラムマップを指示しています。		
授業計画	1 オリエンテーション(授業の目的と内容)(ガイダンス:西村・村川・前田) 2 新学習指導要領のポイントの検討(講義:村川) 3 新学習指導要領の内容構成の検討(中央教育審議会答申)(講義:村川) 4 新学習指導要領の内容構成の検討(総合的な学習)(演習:村川) 5 新学習指導要領の内容構成の検討(生活科)(講義:村川) 6 教科カリキュラムの背景としての親学問(科学)と芸術(教科の成立過程と内容構成原理)(講義:西村) 7 新学習指導要領の内容構成の検討(各教科)(演習:西村・前田) 8 小中高一貫の視点からみた教科カリキュラムの内容と構成(講義・演習:西村) 9 新学習指導要領の教科カリキュラム内容を生かした「対話型授業づくり」(講義・演習:西村・前田) 10 新旧教科書の内容構成の比較検討(講義・演習:西村・前田・村川) 11 教科カリキュラム内容と構成の開発(教科書づくりの検討)(演習:西村・前田・村川) 12 教科グループワーク(教科書教材の作成、その1)(演習:西村・前田) 13 教科グループワーク(教科書教材の作成、その2)(演習:西村・前田) 14 教科グループワーク(教科書教材の作成、その3)(演習:西村・前田) 15 グループワークの成果報告とまとめ(演習:西村・前田・村川)		
履修上の注意事項	事前に各校種の新学習指導要領の担当教科編を読んでおくことが望ましい。また、グループワークでは、校種及び教科に分かれて教科書教材作成の協同的な開発演習を行う。		
成績評価方法	講義・演習での課題及びグループワークでの成果を総合して評価する。その際に、授業への出席及び参加の意欲・態度も加味する。		
テキスト・参考文献	授業の展開過程で適宜、教材・資料等を配布したり紹介したりする。		
キーワード	①教科内容編成 ②小中高一貫 ③対話型授業づくり ④教科書教材の作成 ⑤教科書教材の活用		

(出典 本学ウェブページ)

各コースは、それぞれ発達・伸長させるべき専門性にあわせた専門科目を設定し、現職教員学生を対象とする3コースと学部卒学生を対象とするコースに分けて「履修モデル」を設定している（資料3-1-⑥）。履修に関しても、学生が必要な科目を適切に履修できるように「時間割表」を編成・作成している。



また、学生一人一人の学習プロセスを把握するため、各コースの全ての学生に週録の提出を求め、それにより、課題を抱える学生を把握し、コースの専任教員を中心に支援を行うシステムを構築している。

「教職大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会」を設置しており、全授業科目で実施している「大学院生による授業評価アンケート」の結果を受けて、授業担当者が報告書を作成し、さらに「FD委員会」で分析し、授業の改善に努めている（資料3-1-⑦）。

資料3-1-⑦ 教職大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会

(FD委員会)

第6条 FD委員会は、実践専攻としての組織的な教育の質の維持・向上の取り組みを行う。

2 FD委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 実践専攻専攻長
- (2) 実践専攻副専攻長
- (3) 実践専攻各コースの教育を担当する教員各1人
- (4) 学長が必要と認めた者

3 前項第3号に規定する者の任期は、2年とし、同項第4号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 FD委員会の委員長は、実践専攻専攻長をもって充てる。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程)

教育課程の編成については、教育委員会関係者等の意見を反映させ、不断に改善していくことを目的として「教職大学院外部評価委員会」を設置している（資料3-1-⑧）。授業評価等の結果を基に、教育課程の改善点について、授業内容や授業方法等に関して受講生からの意見を聴取するとともに、次年度に向け、改善状況を評価することを目的としている。

資料 3-1-⑧ 教職大学院外部評価委員会

(外部評価委員会)

第3条 外部評価委員会は、実践専攻に係る教育課程及び教育方法等の評価並びに改善等を行う。

2 外部評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育研究担当）
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 徳島県教育委員会及び都道府県教育委員会の関係者
- (6) 学長が必要と認めた者

3 前項第5号及び第6号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 実践専攻専攻長は、外部評価委員会の業務を統括する。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程)

(基準の達成状況についての自己評価 A)

- 1) 教職大学院の2つの目的・機能である「新しい学校づくりの有力な一員となりうる新任教員の養成」及び「スクールリーダーの養成」を果たすのに相応しい教育課程を編成している。
- 2) 共通に開設すべき授業科目の5つの領域について、各々適切な科目が開設され、履修されるように配慮している。
- 3) 共通科目の土台の上に学生のニーズに応じた専門科目が履修でき、広い視野と確かな専門性を持ち高度で実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材育成が行われている。
- 4) 教育課程は、教職大学院の制度並びに目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合を留意し体系的に編成している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-2 A

○ 教育課程を展開するにふさわしい教員の配置、授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

[基準に係る状況]

教職大学院の専任教員は、20名（うち実務家教員10名（うち1名はみなし実務家））であり、専門職大学院設置基準の教員定員数11名を大きく上回るとともに、実務家教員の割合も50%で、理論と実践の融合を図る視点から、十分な教員の配置となっている。（資料3-2-①）。

授業形態に関しては、平成22年度より、全ての共通科目及び専門科目において、研究者教員と実務家教員によるティーム・ティーチングを行う体制をとっており、研究知見を基盤とした実践的な力量形成を意識した教育を

資料 3-2-① 「教職大学院教員配置表

(平成24年5月1日現在 単位:人)

コース	教員別	教授	准教授	講師	計
学校・学級経営コース	研究者	1	1		2
	実務家	3			3
	計	4	1		5
学校臨床実践コース	研究者	1			1
	実務家		3(1)		3(1)
	計	1	3(1)		4(1)
授業実践・カリキュラム開発コース	研究者	3	1(1)		4(1)
	実務家		1		1
	計	3	2(1)		5(1)
教員養成特別コース	研究者		2	1	3
	実務家	1	1	1※	3
	計	1	3	2	6
合計	研究者	5	4(1)	1	10(1)
	実務家	4	5(1)	1※	10(1)
	計	9	9(2)	2	20(2)

※ みなし専任教員
()は女性教員で内数

(出典 企画総務課資料)

行う体制としている。

授業内容については、授業科目として取り上げるテーマ・課題を、学校教育法の改正や平成23年度から小学校で完全実施されている学習指導要領などの教育改革の動向を踏まえつつ、その上で現場が直面している問題や諸課題を積極的に取り扱い、その実現や具体的な解決策・対応策を考案する内容としている。これらの授業を通して、学校現場における課題に対する検討を進めている。

授業方法に関しては、理論と実践の融合を図る観点から、ほぼ全ての授業科目で、ワークショップや討論、ロールプレイング、プレゼンテーションなどの教員と学生との双方向及び学生同士の主体的かつ共同的な学習を実施するなど、いずれの授業においても創意工夫を凝らした授業を展開している。

例えば、学生の考えを機能的に引き出し、交流するワークショップ型の授業も実施している。さらに、専門科目及び実習科目で少人数教育を実施しており、教室も受講者数に比して十分な広さを確保するとともに、授業がスムーズに行えるように学習環境を整備するなど、教育効果を十分にあげられるようになっている。

なお、教育課程の編成の趣旨に沿って、1年間の授業計画、授業内容・方法、単位認定の基準等をシラバスに明記しており、学生にはウェブページに常時掲載し、有効に活用している（資料3-1-⑤：14頁参照）。

（基準の達成状況についての自己評価 A）

- 1) 各教員が、各々の教育・研究上の業績又は実務経験を生かした授業科目を担当している。
- 2) 研究者教員と実務家教員が常に協働し、理論と実践の融合という視点から、実践的な力量形成を意識した教育が展開されている。
- 3) 各授業においては、学習指導要領をはじめ教育行政の動向を踏まえつつ、教育現場における課題を積極的に取り上げ、学校種を超えてそれらを協同的に解決するものとなっている。
- 4) 教育課題の解決を図る条件や方法を探る事例研究やワークショップ、フィールドワークを積極的に採り入れている。
- 5) 各授業において問題解決的かつ協同的な学習が展開できるように、受講生の人数の適正化を図っている。
- 6) 現職教員学生と学部卒学生のキャリアの違いを踏まえた授業内容・方法となっている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準3-3 A

○ 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

[基準に係る状況]

実習科目は、共通科目、専門科目で学習した教職に関する専門的知識並びに関連したスキル・方法論等を踏まえて、「実践において活用し評価する学習（理論の実践化）」、「実践の意味づけや有効性を解釈・分析する学習（実践の理論化）」として位置付ける。つまり、実習は、理論知を実践の場で活用可能な実践知への変換する資質能力と、実践と理論的知識等を踏まえて分析・解釈することのできる資質能力を獲得させることを主たる目的とする。

実習科目に関しては、平成22年度入学生からのカリキュラム改編にあたっても目的に変更はない。実習のねらいをより明確にするため、名称及び単位の変更を行った。開設科目は次に示す通りである（資料3-3-①）。

資料 3-3-① 実習科目一覧

3 実習科目

(1) 学校・学級経営コース, 学校臨床実践コース, 授業実践・カリキュラム開発コース

コース群	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
学校・学級経営コース	学校課題フィールドワークⅠ	6		
学校臨床実践コース	異校種フィールドワーク	2		
授業実践・カリキュラム開発コース	学校課題フィールドワークⅡ	6		

(2) 教員養成特別コース

コース群	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
教員養成特別コース	基礎インターンシップⅠ (子ども理解)	2		
	基礎インターンシップⅡ (授業実践)	2		
	基礎インターンシップⅢ (学級経営)	2		
	総合インターンシップⅠ (学級理解と実践)	4		
	総合インターンシップⅡ (学校理解と実践)	4		
	総合インターンシップⅢ (総合理解と実践)	2		

備考 講義及び演習の単位は、15時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技の単位は、30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、教員養成特別コースにおける実習科目は、45時間の授業をもって1単位とする。

(出典 平成 24 年度入学者用「履修の手引 (専門職学位課程)」)

教職大学院にふさわしい実習の設定については、主として現職教員学生対象の「学校・学級経営コース」、「学校臨床実践コース」及び「授業実践・カリキュラム開発コース」の実習と、学部卒学生を対象とした「教員養成特別コース」の実習は、各々の目的にあわせて異なる形態で設計されている。現職教員学生対象の各コースは、主として、1年次の共通科目や専門科目などを通じて習得した理論的実践的な知見を基盤にしつつ「学校アセスメント演習」を通して明らかにしてきた現任校の課題の解決を目標にした実習が計画され、「教員養成特別コース」では、鳴門市内の連携協力校 (17 小学校) において長期にわたり、インターンシップ型の実習を行う設計となっている。

なお、教職大学院における実習は単なる研修とは異なることから、単に教職経験を持って安易に置き換えられるべきでないという観点から、現職教員学生の実習の免除については全てのコースで実施していない。

現職教員学生の実習課題は、勤務校が抱える課題解決を目的とする内容のものが多く、学部卒学生の実習課題は、授業づくりや子ども理解等、実践的な教育課題の理解とそれらへの対応力の育成につながる内容のものが多く (資料 3-3-②, 3-3-③)。

資料 3-3-② これまでの主な実習テーマ (現職教員学生)

- 学校と家庭・地域との連携関係構築に関する研究 学校と家庭・地域との連携の構築-連携企画チームの活動を通して-
- 学校運営への参画意識を高め、組織力の向上を目指す学校評価の在り方
- 学級経営の見直し・改善と学校の活性化 教職員組織による学級経営の見直しを通じた教育改善への取り組み
- 不登校の早期発見・早期対応と校内支援体制の確立
- 発達障害のある児童の自尊心とその児童への共感的理解
- 社会適応できる力を伸ばすコミュニケーション力の育成
- 小学校と中学校の円滑な接続を目指した小中連携の方略について -小中授業交流研修会の実践を中心に-
- 小学校における双方向コミュニケーションを基盤とした「心豊かに学び、生きる力を育む学習指導」の実践 -学力向上をめざした学校と家庭の連携による学習プログラムを活かした効果的な授業づくり-
- 主体的学習を取り入れた「教えて考えさせる授業」のモデル開発 -中学校社会科公民分野の授業を通して-
- 基礎学力を保障する個に応じたよりよい指導の在り方 -「言葉の力」の向上を図る手だてや指導 (3年) -
- 言語力を高めることを目的とした教材開発

(出典 鳴門教育大学教職大学院ガイドブック 2012)

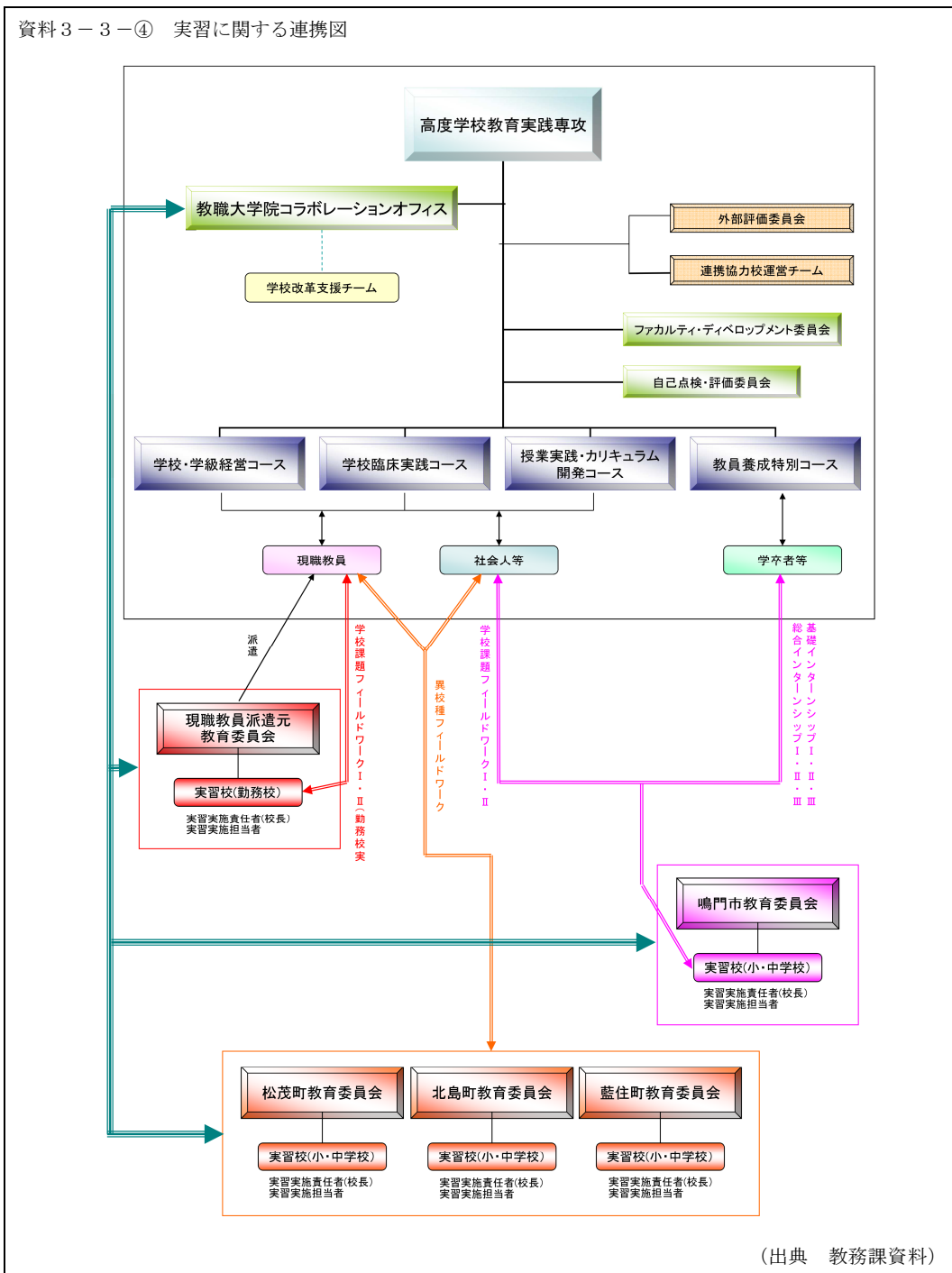
資料 3-3-③ これまでの主な実習テーマ (学部卒学生)

- 子どもの自主的・自発的学習を促進する学習モデルについての実践研究
- 学級全員が授業に参加できる発問の工夫
- 児童一人一人に応じた支援の在り方
- 学級担任が実践する外国語活動の実践について
- 児童に学習の意義を感じさせる授業構造について
- 児童同士が相互に高めあえる集団活動を取り入れた授業実践

(出典 鳴門教育大学教職大学院ガイドブック 2012)

また、実習校への教育研究上及び物的な支援・援助については、「教職大学院コラボレーションオフィス」を通して行う体制を整えている(資料 3-3-④)。

資料 3-3-④ 実習に関する連携図



(出典 教務課資料)

主として現職教員学生対象の各コースの実習は、現任校の教育課題を各校の管理職及び同僚教員と共有・分析し、協同的に解決を図る一連の活動を行い、リーダー教員として必要な資質や力量形成を目指すものである。応募の時点から現職教員学生の現任校と修了までの2年以上にわたって連携を図っている。

まず、入学時に現任校と協議の上で「実習課題希望届」を提出している。1年次は「学校アセスメント演習」の中で実習責任教員の指導及び現任校との協議を通して、学校が抱える課題を総合的に分析し、教育課程、生徒指導など様々な領域の実態を把握し、各課題の背後にある共通する要因を明確にする。実習は、それらの改善のために、現職教員学生が中心となり学校を組織化し、実践・評価するものとなっている。

実習科目における指導教員を決定するにあたっては研究者教員と実務家教員の協働指導体制に留意している。具体的には、現職教員学生対象のコースにおいては、1年次の入学直後より実習の進め方に係るオリエンテーションを行い、専任教員全員による研究紹介及び学生による研究室訪問を経て、学生が専任教員全員の専門領域や指導方針等を理解した上で、学生個人の実習課題の精緻化と併せて主担当となる実習責任教員希望届を提出させている。これに基づき、各コース及び教職大学院コラボレーションオフィスで副担当となる実習指導教員の人選を行うが、その際にも研究者教員と実務家教員が協働する体制となるように調整を図っている。また、学部卒学生を対象とした教員養成特別コースにおいては、連携協力校17校を3グループに編成し、各グループに当該コースの専任教員2名が担当に就いているが、この場合においても研究者教員と実務家教員の組み合わせとなっている。

現職教員学生の実習の内容・展開は次の通りである。まず、1年次9月に「学校課題フィールドワーク実習計画案Ⅰ」を作成し、実習責任教員が実習校を訪問し、その計画案に基づいて実習の目的や内容の説明を行い、実習実施責任者及び実習担当者等と協議する。そして、さらなる実習校の状況の整理・分析を経て、3月に「学校課題フィールドワーク実習計画案Ⅱ」を作成し、実習責任教員が実習校を訪問し、実習の全体計画、「学校課題フィールドワークⅠ」のスケジュールの確認等を行う。当該の分析は、1年次から始まり、その分析結果に基づいて半年かけて実習課題を決める。その後、2年次には引き続き現任校との相談・協議の下で策定した実習計画に沿って、学校が抱える問題点の改善に繋げるための実習となっており、長期にわたり問題解決に関わる内容となっている（資料3-3-⑤）。

資料 3-3-⑤ 学校課題フィールドワーク I・II に関わる 2 年間の流れ

年次	月	実習科目	連動する演習科目	主な事項	院生の実習校訪問	内 容
1 年次	4月		学校アセスメント演習		■	「学校アセスメント演習」では、必要に応じて実習校と連絡を取りつつ情報を収集し、実習校の状況を整理・分析する。 大学側指導担当者の決定 実習責任教員と実習指導教員が決定する(様式1-1参照)。 実習実施責任者と実習実施担当者が決定する。 実習計画案 I の作成 実習計画案 I (様式1-2)を作成する。 大学側担当教員が実習校を訪問し、実習の目的や内容について説明する。 「学校アセスメント演習」では、実習校の状況の整理・分析をさらに進め、2年次の実習につなげる。 構想発表会 構想発表会では、学校アセスメントの成果をもとに実習の計画について発表する。 実習計画案 II の作成 実習計画案 II (様式1-3)を作成する。 学校課題フィールドワーク I の実習スケジュール表の作成 学校課題フィールドワーク I の実習スケジュール表(4~6月分)(様式1-5)を作成する。 大学側担当教員の学校訪問 大学側担当教員が実習校を訪問し、実習の全体計画、学校課題フィールドワーク I のスケジュールの確認等を行う。
	5月				■	
	6月				■	
	7月				■	
	8月				■	
	9月				■	
	10月				■	
	11月				■	
	12月				■	
	1月				■	
	2月				■	
	3月					
2 年次	4月	学校課題フィールドワーク I	学校課題演習	実習週録の作成	■	「学校課題フィールドワーク I」として、実習期間(4月1日~6月30日)中に実習校で最低180時間の実習を行う。 ・実習期間中は実習週録(様式1-6)を作成する。 ・フィールドワーク終了後はすみやかに実習報告書(様式1-7)を作成する。 大学側担当教員が実習校を訪問し、学校課題フィールドワーク I の巡回指導(期間中、必要回数)を行う。 「学校課題演習」では、学校課題フィールドワーク I と連動し、関連する資料の分析、活動の検討、計画の修正、成果の整理等を大学で行う。 「学校の今日的課題とその改善」では、実習の成果や課題についてグループ別の報告会や中間発表会を行う。 実習の成果を高めるため、学生は実習期間外も実習校を訪問することがある。
	5月			大学側担当教員の学校訪問(巡回指導)	■	
	6月			学校課題フィールドワーク I 実習報告書の作成	■	
	7月			■		
	8月			中間発表会	■	学校課題フィールドワーク I の成果をもとに、中間発表会を行う。
	9月	異校種フィールドワーク			■	松茂、藍住、北島の3町の小中学校等、勤務校の学校種とは異なる学校で実習を行う。 実習計画案 III の作成 実習計画案 III (様式1-4)を作成する。 学校課題フィールドワーク II の実習スケジュール表の作成 学校課題フィールドワーク II の実習スケジュール表(10~12月分)(様式1-5)を作成する。 大学側担当教員の学校訪問 大学側担当教員が実習校を訪問し、実習の今後の計画、学校課題フィールドワーク II のスケジュールの確認等を行う。
	10月	学校課題フィールドワーク II	学校課題演習	実習週録の作成	■	「学校課題フィールドワーク II」として、実習期間(10月1日~12月31日)中に実習校で最低180時間の実習を行う。 ・実習期間中は実習週録(様式1-6)を作成する。 ・フィールドワーク終了後はすみやかに実習報告書(様式1-8)を作成する。 大学側担当教員が実習校を訪問し、学校課題フィールドワーク II の巡回指導(期間中、必要回数)を行う。 「学校課題演習」では、学校課題フィールドワーク II と連動し、大学で資料の分析や活動の検討等を行いながら、2年間の取り組みを整理し、最終成果報告書の作成にかかるとある。 「学校の今日的課題とその改善」では、実習の成果や課題についてグループ別の報告会や成果発表会を行う。 実習の成果を高めるため、学生は実習期間外も実習校を訪問することがある。
	11月			大学側担当教員の学校訪問(巡回指導)	■	
	12月			学校課題フィールドワーク II 実習報告書の作成	■	
	1月				■	
	2月			最終成果報告書の提出 評価判定プレゼンテーション	■	2年間の学修成果を報告書として提出する。 最終成果報告書をはじめとする2年間の学修成果について、評価判定のためのプレゼンテーションを行う。
	3月			大学側担当教員の学校訪問 学修成果発表会 学位記授与式	■	大学側担当教員が実習校を訪問し、学生の实習成果を報告する。 本専攻の学修成果発表会を行う。

➡ 実習校訪問が実習としてカウントされる期間
 ■ 実習校訪問が実習とはカウントされない期間

(出典 実習の手引)

2年次は、4月と10月を中心にほぼ1ヶ月間以上にわたって現任校で実習を行う（各180時間）。実習では、学校改善や授業開発、児童生徒支援等に関わり、それ以外の期間においても必要に応じて現任校に赴き、問題解決を遂行する。実習期間中は現任校での実習の様子を「実習週録」にまとめ、「教職大学院コラボレーションオフィス」並びに実習担当教員に提出する。実習状況を理解した上で実習担当教員は、期間中に必要回数にわたり実習校に赴き、直接面談を行うと共に、メール等で継続的な指導を行う。なお、2年次前期の実習が終わった時点で、それまでの成果と課題を踏まえて実習の目標・内容等の見直しを行い、「学校課題フィールドワーク 実習計画案Ⅲ」を作成し、実習責任教員が実習校を訪問し、実習の今後の計画及び「学校課題フィールドワークⅡ」のスケジュールの確認等を行う。

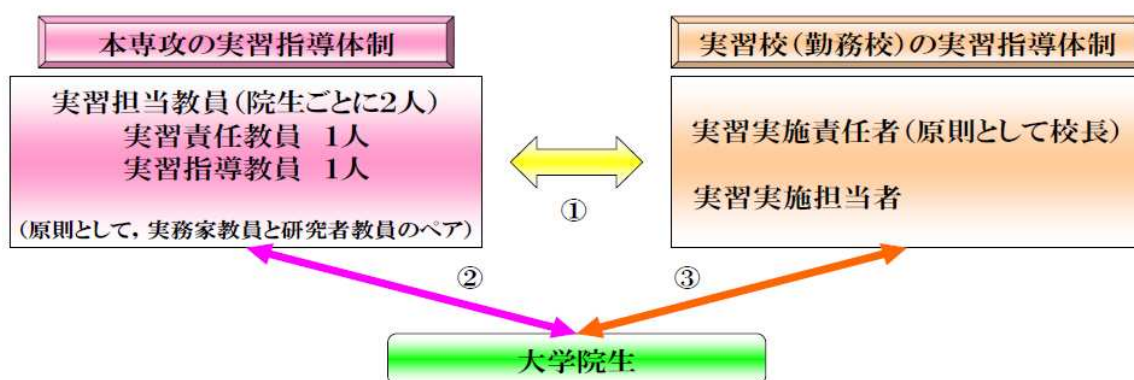
このように、実習は1年前期に共通科目、後期に専門科目の履修を通し、学校を組織的に改善するために必要な理論的枠組みを習得し、それを実習の中で活かすよう設計している。また、2年次の共通科目「学校の今日的課題とその改善」において、実習の取り組みや課題等の省察及び報告・検討を行っている。実習と連動させる科目を設定することで事前・事中・事後の指導を徹底している。

なお、実習責任教員が実習校に赴いた際には、本実習が「学部実習とは異なり、主に教職大学院で身につけた知識や技能を活用して、実習校が抱えている課題の解決を図ることを主眼としていること」を実習校の実習実施責任者及び実習担当者、教職員に伝えて理解を得ている。

実習に関する課題設定及び実践だけでなく、評価に関しても、実習校と綿密に連携して行う形をとっており、最終評価に関しては、実習校及び教育委員会関係者を招き、総合的に評価できるよう制度化している。「学修評価判定委員会」の「評価協力者」として実習校の校長を任命している。

実習校となる現任校とは、入学時に「連携協力校承諾書」を締結することとなっており、2年の間に6回以上、大学の教員が実習校を訪問し、実習について理解と協力を得るようにしている（資料3-3-⑤参照）。なお、現職教員学生の実習は現任校で行う形となっているが、日常業務に埋没し、実践研究がおろそかにならないよう取り決めを行い、現任校の管理職の了承も得ている（資料3-3-⑥）。

資料3-3-⑥ 実習における指導体制



- ①: 実習の指導に関する共通理解
実習指導体制の確立(学校, 専攻側の実習指導担当者の配置)
巡回指導時等における意見交換
- ②: 実習の事前, 事中, 事後指導
日録, 週録などによる報告と定期的・個別的な指導
- ③: 日録, 週録などによる報告と指導

(出典 教務課資料)

現職教員学生対象の「異校種フィールドワーク」については、松茂町、北島町及び藍住町の3町の教育委員会及び学校の理解と協力の下実施されている。平成23年度は3町内5小学校に12名の中学校籍4名、特別支援学校籍1名が、4中学校に小学校籍3名、高等学校籍1名が配属された。残りの24名については、課題等の関連において、置籍校近隣の学校で実習を行った。内訳は、幼稚園4名、小学校9名、中学校8名、県立学校2名、鳴門教育大学附属中学校1名である。実習担当教員については、コース及び研究者教員・実務家教員のバランスをとった。各実習校においては実習実施責任者と実習実施担当者を決定し、実習中の指導及び評価を依頼した。なお、実習計画については、実習生と実習責任教員が事前に実習校に赴き、実習実施責任者及び実習実施担当者との協議し、学校の実状を踏まえた上で作成している。その際、異校種の教育課程、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導など学校の教育活動全体を総合的に体験し、省察する機会が保証されるように、「異校種フィールドワーク・モデルカリキュラム」(資料3-3-⑦)を配付し、実習が適切に計画されるように便宜を図った。

実習期間中は、「異校種フィールドワーク 実習週録」を作成し、「教職大学院コラボレーションオフィス」並びに実習担当教員に提出する。実習生は実習の成果を「異校種フィールドワーク 成果と課題の総括」にまとめるとともに、各実習校においてプレゼンテーションを行う。最終的には、実習実施責任者及び実習担当教員との合議の下で評価を行っている。

学部卒学生対象の「教員養成特別コース」の実習は、鳴門市内の連携協力校において1年次後期から2年次後期にかけて実施している。1年次の実習では、授業力、子ども理解力、学級経営力の育成を目指す実習をインターンシップ型で行い、2年次は、おおむね1年間にわたり、自ら設定した課題に沿って、力量の向上を図る実習を行う。また、実習と連動する演習科目(コース別選択科目)を設定し、自ら学んだことを省察できる機会を設定している。

資料3-3-⑦ 異校種フィールドワーク モデルカリキュラム

目安の時間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
8:00~9:00	朝打ち・朝の会 1時間目	朝打ち合わせ 朝の会参加		朝打ち合わせ 授業参観 授業補助	朝の会参加	朝打ち合わせ 授業補助 TT授業	朝の会参加		朝打ち合わせ 授業補助 TT授業	朝の会参加
9:00~10:00	2時間目	授業参観 授業補助	講話 授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業
10:00~11:00	3時間目	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	講話 授業参観 授業補助	講話 特別支援教育に ついて	講話 特別支援教育に ついて	運動会練習 補助	運動会練習 補助
11:00~12:00	4時間目	講話 本校の教育課程 について	授業参観 授業補助	講話 本校の生徒指導 について	授業参観 授業補助	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	運動会練習 補助	運動会練習 補助
12:00~13:00	給食・昼休み・ 清掃	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導
13:00~14:00	5時間目	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業
14:00~15:00	6時間目									
15:00~16:00	帰りの会 放課後	帰りの会 部活動指導		帰りの会 部活動指導		帰りの会 部活動指導		帰りの会 部活動指導		帰りの会 部活動指導
16:00~17:00	放課後	部活動指導	学年部会参 加	部活動指導	校内研修参 加	部活動指導	学年部会 参加	部活動指導	学年研修参 加	部活動指導

勤務形態とモデルカリキュラムについて

※朝8:00~17:00等、実習校の勤務時間に合わせて出退勤する

①授業にかかわる実習(参観、TT等)を、10時間以上設定する
(授業参観、授業補助(準備含む)、TT指導等、授業の実施にかかわる時間を計上とする)
(授業補助とは、授業参観とTT指導の中間概念で、授業の中での必要に応じた補助や個別支援、その他授業準備補助を指す)
(特別支援学級での参観、補助等も可能な範囲で計画に入れる)

②行事、特別活動(給食指導、清掃指導含む)、部活動指導にかかわる実習を、10時間以上設定する
(学校・学年行事、給食・清掃指導、朝の会・帰りの会、部活動指導等の時間を計上する)

③朝の打ち合わせ、職員会議、校内研修、学年部会、校長先生等の講話等、学校運営にかかわる実習を、5時間以上設定する
(校長先生等の講話:長期履修の教育実習者に対して設定されている校長先生、人権主事の先生等の講話等も計画に入れる)

※①~③設定した実習時間が、合計60時間となるように計画する

実習受け入れ母体と異校種フィールドワーク計画の作成について

学年、学級、教科部での受け入れが、想定される

各学校の実情に応じて、学校長と異校種フィールドワーク指導教員(大学側)との打ち合わせの中で決定する
(参考資料等:実習者の主担当教科、担当可能な部活動等を記入した実習生のプロフィールを参考に
6~7月に実習校訪問を実施し、実習者とともに異校種フィールドワーク指導教員が学校関係者と打ち合わせをする機会をもつ
計画したこと他、特に校長が必要と認める事柄については、その指示に従って実習をすすめる)

プレゼンテーションについて

10日間の実習終了後、9月末までに、学校の日程、聞いていただく対象等を調整のうえ、プレゼンテーションを実施する

参考例	①27時間
	②22時間
	③11時間
	合計60時間

(出典 教務課資料)

「連携協力校」は、鳴門市内の大規模から小規模の学校を含む17の小学校により組織している。実習を指導する教員も、本学大学院修了者を中心に幅広く確保している。実習期間中、大学教員は週1回以上実習校を訪問し、実習校の指導者と綿密な打ち合わせを行い、実習を行う体制を構築している。さらに、実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティ・ディベロップメント等を

行うため、鳴門市教育委員会関係者、連携協力校代表者で構成する「連携協力校運営チーム」を設置し、共通理解を得られる体制を構築している（資料3-3-⑧）。

資料3-3-⑧ 連携協力校運営チーム

（運営チーム）

第4条 運営チームは、実践専攻に係る実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティディベロップメント等を行う。

2 運営チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育研究担当）
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 教職大学院コラボレーションオフィス長
- (5) 教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター
- (6) 実践専攻教員養成特別コースの専任教員
- (7) 徳島県内教育委員会の関係者
- (8) 徳島県内連携協力校の関係者
- (9) 学長が必要と認めた者

3 前項第7号から第9号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 実践専攻専攻長は、運営チームの業務を統括する。

（出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程）

（基準の達成状況についての自己評価 A）

- 1) 実習校の教育課程，教科指導，学級経営，学校経営など，学校の教育活動全体について総合的に体験し，省察する機会が設けられている。
- 2) 実習校の諸課題の解決にあたり，1年間にわたり学生自らが企画・立案した解決策を実施・評価・改善することで，自ら学校課題に主体的かつ協同的に取り組む資質・能力の育成が図られている。
- 3) 現職教員学生及び学部卒学生の人数や学校種に応じた適切な学校が確保され，それらとの連携が十分に図られている。
- 4) 連携協力校に対して，学部実習との差異についての理解を図る努力が払われている。
- 5) 実習校に対して，間接的かつ直接的に実習指導教員が指導・支援を行っている。
- 6) 現職教員学生が実習校において日常業務に埋没しないように配慮をしている。

以上のことから，本基準を十分に達成していると判断する。

基準3-4 A

○ 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

[基準に係る状況]

教職大学院では、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」第8条の2で、履修科目の登録の上限を38単位としている（資料3-4-①）。1年次には、共通科目、専門科目を中心に履修し、2年次の実習科目にその内容が活かされる授業科目の割り振りを行っている（資料3-1-③参照）。履修状況については、「教職大学院コラボレーションオフィス」で管理し、適切な履修を行うよう指導を行っている。

資料 3-4-① 履修科目の登録の上限

(履修の届出)

第 8 条の 2 専門職学位課程に所属する学生が 1 年間に履修登録することができる単位数の上限は、38 単位とする。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程)

授業に関する相談等のオフィスアワーについてはシラバスの中に明記されている。また、「学校アセスメント演習」や「学校課題フィールドワークⅠ」、「学校課題フィールドワークⅡ」、「異校種フィールドワーク」などに関するオフィスアワーについては実習指導教員等が直接またはメール等により時間調整を図り適宜設定している。

2 年間の学修全体を振り返り、各学生が教職大学院の目標の到達状況を明確にするとともに学びの軌跡をたどるために「学びのポートフォリオ」を作成・配付し活用させている。

なお、本学教職大学院は、大学院設置基準第 2 条または第 14 条等の措置は執っておらず、また、遠隔教育も実施していない。

(基準の達成状況についての自己評価 A)

- 1) 学生の履修に配慮した適切な時間割が設定されている。
- 2) オフィスアワーの設定については、教員と学生との間で適切に行われている。
- 3) 学生一人一人の学修状況の把握とそれを踏まえた指導が、実習期間中においても適切に行われている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-5 A

○ 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

[基準に係る状況]

成績評価基準においては「国立大学法人鳴門教育大学学則」第 49 条及び「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」第 11 条で定め、S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、D (59 点以下) の 5 段階を設定し、S、A、B、C を合格としている。

修了認定については、学則第 73 条及び学校教育研究科履修規程第 4 条に定め、大学院に 2 年以上在学し、所定の 52 単位 (2 年間の学修成果に関する最終試験を含む) 以上を修得することを要件としている (資料 3-5-①、3-5-②)。

これらの基準は「履修の手引」に明記し、4 月の入学時のオリエンテーションで全学生に配付し説明するとともに、本学ウェブページにも常時公表している。

資料 3-5-① 「国立大学法人鳴門教育大学学則 (抜粋)」

(成績の評価)

第 49 条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C 及び D の 5 種の評語をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

(修了要件)

第 73 条

3 専門職学位課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、所定の 52 単位 (2 年間の学修成果に関する最終試験を含む。) 以上を修得すること。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学学則)

資料3-5-② 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抜粋）」

（修了に必要な単位数）

第4条 本研究科の修了に必要な単位数は、修士課程については別表第4、専門職学位課程については、別表第5のとおりとする。

別表第5（第4条関係：専門職学位課程）

区 分	高 度 学 校 教 育 実 践 専 攻	
	学校・学級経営コース 学校臨床実践コース 授業実践カリキュラム開発コース	教員養成特別コース
共 通 科 目	24単位	24単位
コース別選択科目	18単位	16単位
実 習 科 目	10単位	12単位
合 計	52単位	52単位

（成績評価の基準）

第11条成績の判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行うものとする。

2 学則第49条に規定する成績評価の基準は、S（100点から90点まで）、A（89点から80点まで）、B（79点から70点まで）、C（69点から60点まで）及びD（59点以下）とする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

（出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程）

授業科目ごとの成績評価基準については、「評価の観点」、「実際に行った評価方法」、「評価基準」を明示し、併せて、テストやレポートを用いた場合には、具体的な課題について実際に行った評価方法を明示しており、「FD委員会」において、各授業科目の基準の確認を行い、基準のさらなる明確化を組織的に進めている。

修了認定基準については、「鳴門教育大学学位規程」第14条～第23条に明確に定めている（資料3-5-③）。学生が作成・提出した最終成果報告書及びプレゼンテーションについて学修評価判定委員により、基準に従って精査・評価した結果、全員がその水準に到達した。

資料 3-5-③ 修了認定基準

第 4 章 教職修士における学修成果の総括的評価等

(教職修士の最終成果報告書の提出)

第 14 条 教職修士における学修成果の総括的評価を受けようとするときは、研究科長に最終成果報告書を提出しなければならない。

(受理報告書)

第 15 条 受理した最終成果報告書は、返還しない。

(評価の付託)

第 16 条 研究科長は、最終成果報告書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託する。

(学修評価判定委員会)

第 17 条 研究科委員会は、前条の規定により審査を受託したときは、当該最終成果報告書ごとに学修評価判定委員会を設置し、その評価及びプレゼンテーションを行わせるものとする。

2 学修評価判定委員会は、直接指導に当たった実習担当教員 2 人を含む教職大学院専任教員 3 人の評価委員をもって組織するものとする。

3 学修評価判定委員会が、当該最終成果報告書の評価に当たり、必要があると認めるときは研究科委員会の議を経て、評価協力者として教育委員会等の関係者の協力を得ることができる。

(プレゼンテーション)

第 18 条 プレゼンテーションは、当該最終成果報告書を中心として、口述により行うものとする。

(評価及びプレゼンテーションの実施)

第 19 条 学修評価判定委員会における評価及びプレゼンテーションの実施については、当該委員会が定めて行うものとする。

(評価結果の報告)

第 20 条 学修評価判定委員会は、報告書の評価及びプレゼンテーションが終了したときは、その結果を高度学校教育実践専攻会議（以下「実践専攻会議」という。）に報告しなければならない。

(実践専攻会議の審議及び報告)

第 21 条 実践専攻会議は、前条の報告に基づき、評価の可否を審議する。

2 前項の評価を可とする判定は、構成員（休職中の者及び公務出張中の者を除く。）の 3 分の 2 以上の者が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

3 実践専攻会議は、審議結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第 22 条 研究科委員会は、前条第 3 項の報告に基づき、教職修士の学位授与の可否を審議する。

2 前項の学位授与を可とする判定は、構成員（休職中の者及び公務出張中の者を除く。）の 3 分の 2 以上の者が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第 23 条 研究科委員会は、前条の教職修士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(出典 鳴門教育大学学位規程)

(基準の達成状況についての自己評価 A)

1) 教職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織的に策定され、学生に周知されている。

2) 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

第1は、「カリキュラム体系化表」である。現職教員学生用と学部卒学生用が作成されている。本学教職大学院が掲げている目標である「教育的人間力」、「教育実践力」、「協働的改善力」の3領域 11 観点と全授業科目との関連を明示した表である。目標との関連はシラバスにも明記しており、学生は各授業を通して、どのような資質能力を育むのかを意識し授業に取り組むことができる。また、教員自身も育成すべき資質能力を意識した上で意図的に授業に臨むこととなる。

第2は、2年間にわたる現職教員学生の現任校の実態把握と課題設定、課題解決を通しての、理論に基づく学校現場の改善・改革に繋がる実習である。現職教員学生は、元々は問題意識をもって入学するが、あらためて現任校の実態を様々な視点から分析し具体的な解決課題を設定し、主に1年次前期に学習した学校・学級経営や学校臨床、授業実践・カリキュラム開発といった学校教育に関する広い視野から得た知見を元に、その改善策を計画し、1年以上にわたって実習責任教員の助言を得ながら解決を進める。その過程において、実践を分析する力、理論を実践に応用する力、現任校の同僚と協働的に課題解決を図る力などを身につけると共に、現任校の改善や改革に寄与している。

基準領域 4 教育の成果・効果

1 基準ごとの分析

基準 4-1 A

○ 各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院における学生の単位の修得状況について、平成 23 年度前期・後期に開講した全ての共通科目、専門科目及び実習科目において、単位修得率は 100%である。成績評価については、学則等に定める評価と併せて、到達目標に準拠した観点別評価を実施し、全成績を到達目標の観点別に集計した結果を学生に明示することにより、学生の学修課題設定にあたっての参考としている。

本学教職大学院における修了率は、平成 22 年度入学者 47 名のうち、修了者 47 名で 100%となっている。現職教員学生の修了率は 100%であり、修了後、現任校または教育委員会等で勤務している。学部卒学生における修了後の進路状況は、平成 23 年度修了者 10 名のうち、8 名が公立学校教員として採用され、1 名が公立学校の臨時教員としての採用待機、その他 1 名となっている（資料 4-1-①）。

資料 4-1-① 大学院修了者の進路状況（教職大学院）

（平成 24 年 7 月 1 日現在）

区 分	修得単 位	教 員 就 職 者							教員臨 時待ち	教員以外 の就職者	進学者	その他	教 員 就 職 率	
		小学校	中学校	高等学校	幼稚園	特別支 援学校	その他	小 計					進学者 を除く	就職率
教員養成特別コース(平成23年度修了)	10	6(4)	0	0	0	2(2)	0	8(6)	1	0	0	1	80.0%	80.0%

(参考) その他の内訳：教員採用試験準備中 1

注①この状況報告は、3月修了者を対象としている。
 ②修了者数は、現職教員を除く。
 ③()内の数は、期限付教員を内数で示す。

(出典 学生課資料)

修了の認定基準及びその認定方法については、「鳴門教育大学学位規程」において、既設の修士課程と明確に分けて示しており、その内容や方法も「教職修士（専門職）」の学位認定に適切な設定を行っている（資料 3-5-②：27 頁参照）。修了の認定については、「鳴門教育大学学位規程」第 14 条から第 23 条の規定に基づき、2 年次生が作成する「最終成果報告書」とそのプレゼンテーション等をもとに、学生ごとに構成する学修評価判定委員会により合否判定を行う。学修評価判定委員会には、実習校の校長等も評価協力者として判定に加わっており、各委員が、現職教員学生、学部卒学生に対応する到達目標に準拠した領域別評価と総合評価を行い、その結果を専攻会議及び大学院学校教育研究科教務委員会の議を経て、大学院学校教育研究科委員会で最終的な修了判定を行っている。

「最終成果報告書」に示された実践研究課題（資料 4-1-②）は、「最終成果報告書要旨集」においてより詳しく示されているとおり、その内容が現職教員学生は学校や地域の課題、学部卒学生は教師としての力量形成と密接に関連したものであり、教職大学院の目的に照らした内容となっている。

資料 4-1-② 平成 23 年度「学修成果発表会」要項より実践研究課題

所属	学校種	実践研究課題
学校・学級経営コース	小学校	地域の伝統文化を生かした開かれた学校づくり ～「みまや焼き」の学習・共同作業を通して～
	小学校	通常学級における「教育的支援が必要な児童」の対応に対する校内支援の取り組み ～教職員の協働化を基盤として～
	中学校	教師と生徒の信頼関係の構築を通じた教育改善プログラムの開発的研究 ～生徒の支援情報集積システム(UDR)の開発と運用に関する実践研究～
	小学校	児童の実態と課題の共有を基盤とした教育活動の組織的展開 ～かかわりのなかで自己のねらいに向かって行動できる子どもの育成を目指して～
	小学校	学校と家庭・地域との信頼構築の在り方 ～NIEファミリーフォーカス実践を通して～
	中学校	学校と家庭・地域の連携を軸とした学校改善の構想と実践 ～子どもの自己肯定意識の向上をめざして～
	小学校	教師と保護者の信頼関係構築をねらいとしたコミュニケーションの実践 ～子どもの学びを共有する情報発信活動を起点として～
	中学校	自校生徒の課題の明確化と共有に基づいた教育活動の組織的な見直しと改善 ～生徒の自主性伸長を実現するための包括的な教育改善の計画と実践～
	中学校	生徒・教師・保護者が一体となった学校づくり ～心のつながりを中心とした積極的な生徒指導の充実～
	高等学校	生徒の自己肯定感醸成に向けてのプログラム開発
学校臨床実践コース	小学校	つながり、支え合い、高め合う児童集団を育てる教職員とPTAの組織的協働のあり方
	高等学校	生徒の目的意識の醸成システムの開発的研究 ～3年間の学びのポートフォリオの開発と導入に関する実践研究～
	特別支援学校	盲学校・聾学校併置の新しい学校づくり ～盲学校の特色を生かし、聾学校と連携・協働する学校をめざして～
	小学校	学校生活への適応を日指した支援のあり方 ～子どもの視点に立った環境作りとチーム支援を通して～
	中学校	学校適応を支援する予防・開発的アプローチ ～仲間づくりと個別のかかわりを通して～
	中学校	へきち中学校における仲間づくりの実践 ～変心して思いが伝え合える関係をめざして～
	小学校	持てる力を高める自立活動の指導 ～Aの自立をめざした関わりを通して～
	中学校	不登校や逃脱行動を生じさせない集団づくり
	中学校	小規模校における人間関係づくりのサポートの在り方 ～不登校及び長期欠席生徒等の予防に向けて～
	中学校	中学校の国語科で取り組むコミュニケーション能力の育成 ～特別支援教育の視点を生かした授業づくりを通して～
授業実践・カリキュラム開発コース	中学校	不登校児童生徒支援室における児童生徒理解と支援のあり方について
	小学校	特別な支援を必要とする児童への学習支援と心理的支援 ～通常学級に在籍するAとの関わりを通して～
	小学校	ユニバーサルデザインの視点を活かした校内環境の整備 ～児童・教職員・保護者との協働を通して～
	高等学校	高校生への人間関係づくりを支援するための働きかけ ～エンカウンターを活用と併設中学校での取り組みを通して～
	中学校	学校への適応が難しい生徒への指導や支援のあり方 ～リソースルームでの関わりを中心として～
	小学校	「集合知」を生み出す対話型授業の創造 ～子どもの学びの量と質を保障する社会科授業～
	中学校	特別な支援が必要な生徒への効果的な指導方法 ～英語科指導および生活指導～
	高等学校	学習の知を活用し、グローバルな視点を養う授業づくり ～高等学校英語の授業実践をとおして～
	中学校	学び合いによる授業改善 ～数学科から他教科への発展～
	小学校	数学的リテラシーを育成する教材開発とその実践に関する研究
教員養成特別コース	小学校	小学校外国語活動のカリキュラム開発
	小学校	多文化社会で生きる児童のコミュニケーション能力を育てる授業 ～外国語活動の実践を通して～
	中学校	コミュニケーション能力を高める対話型授業づくり ～「話すこと・聞くこと」を中心とした国語科における教材開発と授業実践を通して～
	小学校	幼児教育から小学校教育へ子どもの学びをつなぐ ～生活科を中核とした、教員が使いやすいスタートカリキュラムの開発～
	小学校	互恵的な学びを促す授業デザインに関する実践的研究 ～システムズ・アプローチに根拠した対話型授業の設計～
	高等学校	言葉の力を育てる国語の授業づくり ～「書くこと」を通して～
	小学校	児童の独りや他言語に向かう力を育てる小学校外国語活動 ～聴くこと、ことばを大切にした教師のかかわりを通して～
		心と体を一体として受える表現リズム遊びの授業づくりについて ～教材や手だての工夫を通して～
		児童の思考を促す国語科学習指導 ～複式学級における学習活動を通して～
		児童が主体的に学び合うための授業づくり ～教師と児童、児童と児童のコミュニケーションを中心に～
	児童が主体的に学ぶ、思考にそった授業構成	
	児童に対する指導・支援の場面における判断と指導の規範	
	児童が意欲的に取り組むことができる音楽授業	
	子どもの理解と疑問の連鎖を生み出す教師の支援	
	子どもの考えを深めるための平立て	
	複式学級における学び合いを取り入れた音楽授業についての研究 ～教材の選択と指導方法の工夫に着目して～	
	子どもの思考を深める平立てと発問 ～体育における環境設定と発話に着目して～	

(出典 教務課資料)

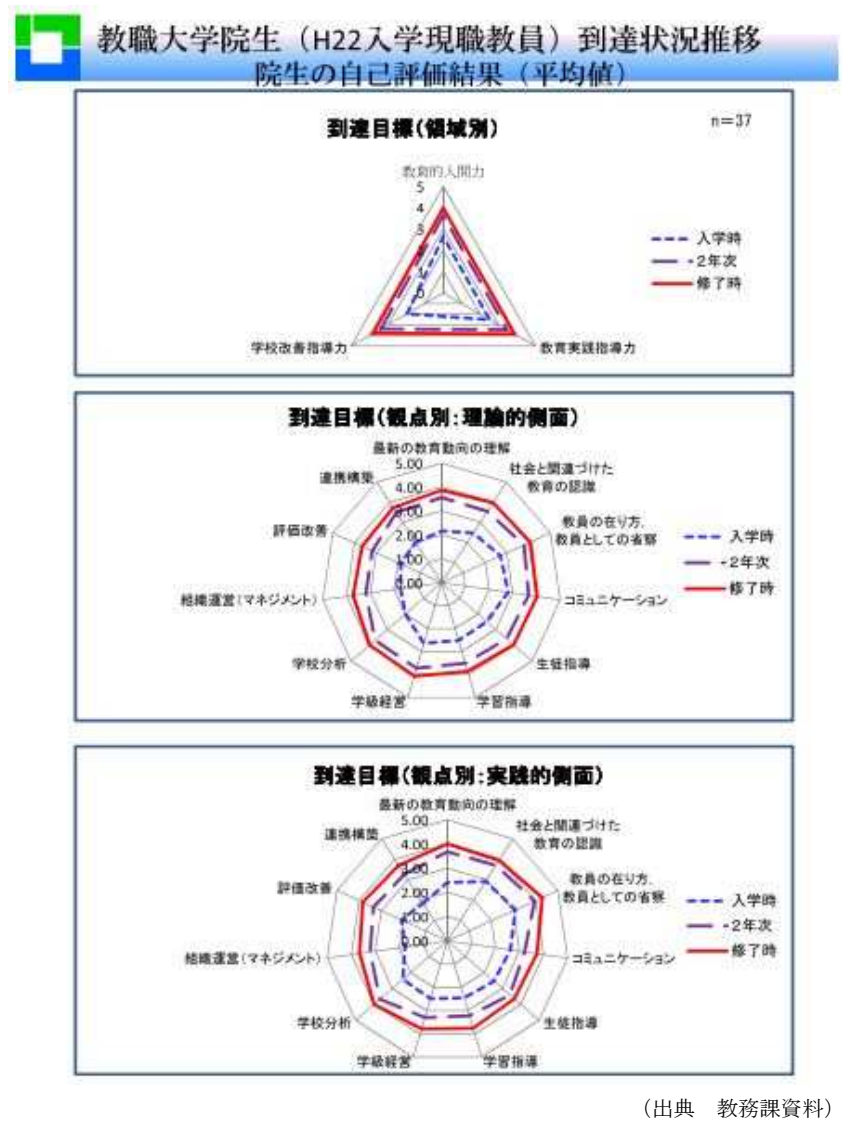
本学教職大学院においては、学生に対する綿密な指導実施計画を立案し、事前に学生に提示している。学生は各科目間の関連性と時系列での学修展開過程を理解し、2年間の学修過程と成果を展望することができる。

また、本学教職大学院の到達目標に対して、学生が「到達状況シート」、「課題設定シート」、「週録」を作成・提出することにより、学生は学修の過程を省察し、教員は学生の学修状況を把握する仕組みを構築している。「到達状況シート」による学生の自己評価は、入学時、2年次当初、2年次末の3回実施しており、平成23年度修了生においては、設定された領域別・観点別の到達目標について年次を経るごとに着実に力量を高めている(資料

4-1-③)。

さらに、本学では、教育等の効果、検証のため、卒業・修了時、卒業生・修了生を対象に、「教育等に関するアンケート」を実施している。本学教職大学院では、平成 23 年度修了生を対象に実施した結果、本学で学んだことの成果に関する項目中、「教育内容の満足度」については、肯定的な回答は、平成 23 年度修了生で 95.6%であった。「2年間の学修を通して、教員としての資質能力の向上につながったか」との設問には、肯定的な回答が、平成 23 年度修了生で 97.9%であった。また、教職大学院の特色である実習科目について、「学校の教育活動や学校運営の改善に資する経験やスキルが習得できたか」との設問には、肯定的な回答が、平成 23 年度修了生で 93.4%であった。このことから、本学教職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

資料 4-1-③ 到達状況の推移



(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 平成 23 年度の単位修得状況は 100%である。また、平成 23 年度の修了状況は、修了判定対象者 47 名全員が学修成果の総合審査で「合」と判定され修了しており、成果発表の評価も高い。現職教員学生 37 名を除く学部卒学生 10 名の進路状況は、そのほとんどが公立学校教員等の職に従事しており、教育の成果が十分に上がっている。
 - 本学教職大学院はその目的に照らした教育の成果や効果が上がるような諸方策を取っており、学生の自己評価による「到達状況の推移」及び修了生を対象とした「教育等に関するアンケート」の結果から、2年間の学修で着実に力量が向上していることを示している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 4-2 B

○ 教職大学院における学生個人の成長及び人材の育成を通じて、その成果が学校・地域に還元できていること。
 [基準に係る状況]

本学教職大学院では、教育委員会等の関係者を交えた「教職大学院外部評価委員会」を開催し、教育課程・教育方法について継続的に検討している。実習については、実習実施責任者である校長による学生の評価と併せて、実習の成果に関する意見聴取を実施しており、特に学部卒学生の実習については、「連携協力校運営チーム」を組織し、実習の成果や課題について意見聴取を実施している。

また、徳島県教育委員会との間で「教員人材育成連絡協議会」（基準領域 10 において詳述）を設置し、現職教員学生の修了後の処遇、教職大学院等を活用した教員の人材育成の在り方について協議を行っている。

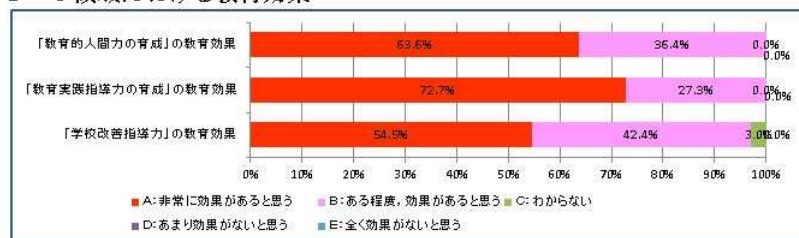
さらに、2年次の現職教員学生の現任校校長を対象として、本学教職大学院の到達目標及び教育効果に関するアンケート調査を年2回実施し、教育効果について肯定的な回答を得ている（資料 4-2-①）。

このように、学校・地域の期待する人材の育成が進められるように、学校・地域と大学院の連携を図る実践と組織づくりを進めている。

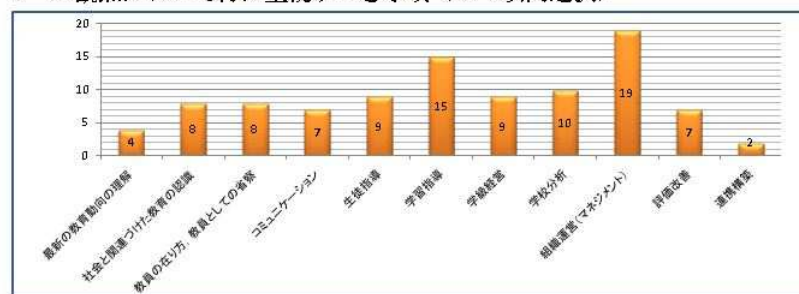
平成 22 年度から、学生の学修成果を広く公表し、学生の派遣元や就職先の教育委員会、学校はもとより、その他の地域・学校の教育関係者にもその成果を還元するために、「学修成果発表会」を開催している。本発表会は、四国四県の教育委員会との共催で実施しており、学生によるプレゼンテーションを通して、学修の成果のみならず、学生の成長及び人材育成の成果を関係者に示している。

資料 4-2-① 「教職大学院の教育に関するアンケート結果」（抜粋）

H24年3月実施 (H22入学現職教員院生の勤務校長による見解)
I 3領域における教育効果



II 11観点において特に重視すべき事項（3つ以内選択）



(出典 教務課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 「教職大学院外部評価委員会」「連携協力校運営チーム」等を設置し、その協議内容を反映させることにより、学生の成長及び人材の育成を通じて、その成果を学校・地域に還元する体制を構築している。また、「教員人材育成連絡協議会」による協議等、修了後の学生の学修成果に基づく人材活用に関する外部機関との連携体制を構築している。
- 2) 上記の会議のほか、現職教員学生の現任校校長を対象とした教育に関するアンケートにより、本学教職大学院の教育効果について聴取する機会を設けている。また、「学修成果発表会」を開催し、教育関係者に対してその成果を公表している。

以上のことから、優れた取組、活動となっている。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では授業ごとに到達目標を設定し、その教育・学修の成果を到達目標の達成度によって評定する手続きをとっている。各授業では、学生には、単位認定のための総合評価とは別に、到達目標の観点ごとの評定（各授業における個別評定を、観点ごとに平均した総合評定結果）を示している。さらに、学生自身による到達度に関する自己評価を実施して、学修の成果を確認できるように工夫している。

本学では、学部卒学生を対象とした「教員養成特別コース」を、現職教員学生から独立したコースとして設定している。そこでは、教育現場から求められる内容が異なっていることから、学内でも独自の指導内容を構成するように工夫している。また、学生による授業評価においても、例えば実習は現職教員学生とはその目的が異なっていることから、コース独自の評価観点を設定し、評価を行うことで、その結果を実習カリキュラムの改善に生かすように工夫している。

学生の修了時には「学修成果発表会」を開催して、2年間の学修の成果を公表し、学生の力量を示すことにより、その成果を連携協力校以外の地域の教育関係者にも広く還元する機会を設けており、教育委員会関係者や学校現場から好評を得ている。

基準領域5 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

基準5-1 A

○ 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

学生への修学や生活面での支援策としては、入学時に教育課程、履修手続、学生生活に関する全学的なガイダンスを実施し、さらに専攻及びコース別の詳細なオリエンテーションを実施している。

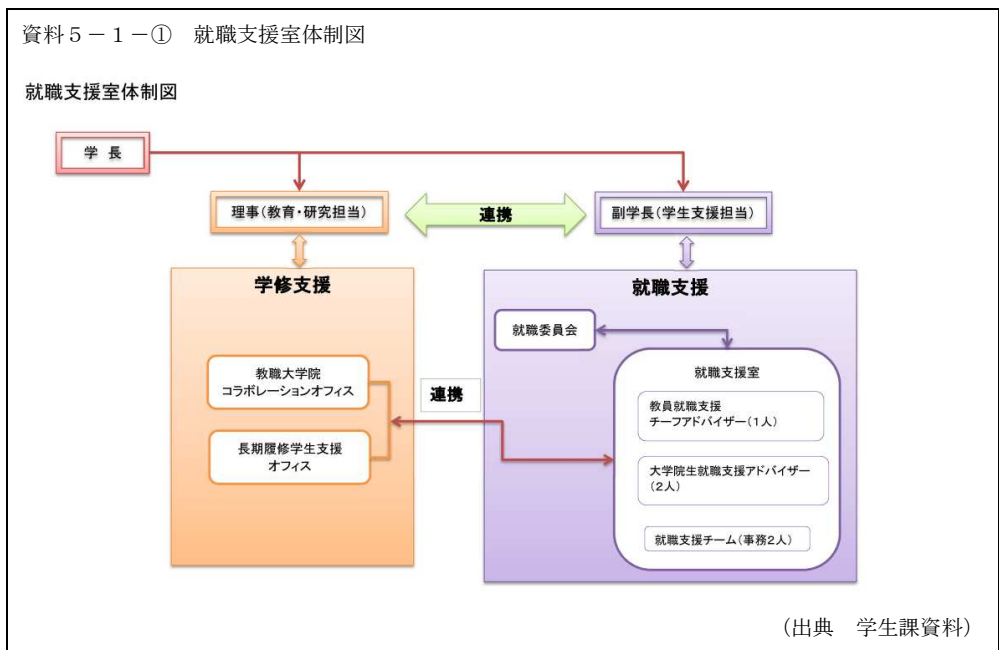
学生の修学や生活の状況に関する指導、助言については、修学を支援する担任教員として、1年次は教職大学院コラボレーションオフィスのコーディネーター(専任教員)が担当し、2年次は実習担当教員が担当している。

本学教職大学院においては、学生の意見や質問を聴取する場を設定(不定期、年間4回程度)し、具体的、個別的な要望、意見を聴取している。また、週録を通して学生の学びの現状を把握し、指導に活かしている。

学部卒学生に対する進路選択のための支援は、全学的な体制で行っている。特に、教員採用試験に係る指導においては、就職委員会委員と「就職支援室」内の教員就職支援チーフアドバイザー及び大学院生就職支援アドバイザーが担当している(資料5-1-①)。また、全学的な指導体制の他に、学生のニーズに応じて、学校現場、教育委員会事務局勤務経験のある教職大学院の実務家教員等によって個別指導を実施している。

特別な支援の必要がある学生への施策として、本学の本部棟・講義棟・図書館・学生会館・地域連携センター等にエレベーターを設置するとともに、構内のバリアフリーなど安全対策を講じており、施設・設備面からの支援を実施している。

ハラスメント防止対策については、全学で規程や行動指針を設定



して取り組んでいる。特に、セクシャル・ハラスメントに関しては、「国立大学法人鳴門教育大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、学長、附属校園長の指名する相談員が相談にあたる体制を整えている(資料5-1-②)。このことはアカデミック・ハラスメント等の防止も含めてパンフレットの配布等により、学生に周知されている。また、「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」を設定している(資料5-1-③)。

資料5-1-② セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程(抜粋)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学(以下「本学」という。)のすべての職員、学生、幼児・児童・生徒及びその保護者並びに関係者(以下「職員等」という。)が個人として尊重され、修学、就労、教育及び研究上(以下「修学上等」という。)の環境を保護し維持するため、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)(以下「セクシュアル・ハラスメント」という。)の防止とその対応等について必要な事項を定めることを目的とする。

(出典 セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程)

学生の健康相談・生活相談に関しては、本学の学生課内に設置する「学生総合相談室」及び心身健康センターに設置する「学生相談室」において、学生のあらゆる問題（悩み、メンタルヘルス等）の相談に応じる体制を設けている（資料5-1-④）。「学生総合相談室」の相談員は、担当の教員や事務職員が勤めており、「学生相談室」では、臨床心理士であるカウンセラー（非常勤）及び臨床心理士または医師の資格を有する教員8人が「精神保健相談」として対応している（（資料5-1-⑤，5-1-⑥））。

資料5-1-③ 鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針について

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針の制定について

このたび、「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」を制定しました。この行動指針は、職員一人一人が、常に本学職員としての立場を自覚し、共通の認識を持って行動するための教育研究指導等の基本的な指針として定めたものです。
本学において、二度とセクシュアル・ハラスメントや人権侵害等を起こさないために、本行動指針及び関連諸規程等を念頭に置き、学生・職員が安心して教育・研究活動等を行うための環境づくりに、本学構成員ひとりひとりが自覚を持って取り組んでいただきたいと考えます。

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針

平成17年10月14日
学長 裁定

本学において、学生や職員が安心して教育研究活動ができるように、職員は健全な教育研究環境づくりに主体的に努めなければならない。セクシュアル・ハラスメント等は、行為者の意図にかかわらず発生することもあり、職員の教育研究指導上のモラルの向上が不可欠である。
そこで、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるために、職員一人一人が、常に本学職員としての立場を自覚し、共通の認識を持って行動するための基本的な指針を定める。

学生への教育研究指導等における留意点

1. 学生への教育研究指導等を行う場合で、1対1の指導を行う必要があるときは、研究室等のドアを開けるなど密室の状況を避け、開放された空間となるようにする。ただし、授業科目等の特殊性がある場合には、この限りではない。
2. 学内で可能な教育研究指導等については、学外では行わない。学外で行う必要がある場合でも、密室となる場所では行わない。
3. 学生への教育研究指導等は、原則として午後8時までとする。やむを得ず、午後8時以降に指導を行う必要がある場合は、学生の同意を得るとともに講座主任又は所属部長に申し出る。ただし、夜間の授業（7時限目）においては、この限りではない。
4. 休休日又は休日に指導を行う必要がある場合は、学生の同意を得るとともに講座主任又は所属部長に申し出る。

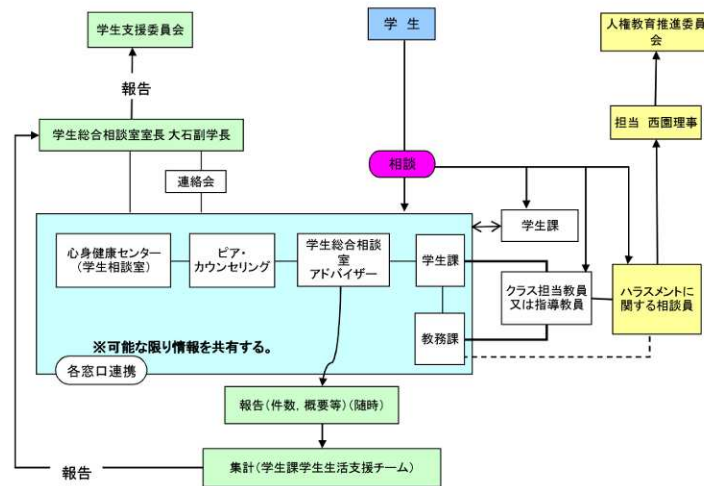
学外における学生との交流上の留意点

1. 学生と1対1で行動することは、原則として行わない。
2. 職員と学生間の送迎行為は、原則として行わない。

（出典 本学ウェブページ）

資料5-1-④ 学生総合相談体制

学生総合相談体制フローチャート



（出典 学生課資料）

資料5-1-⑤ 学生総合相談室

国立大学法人
鳴門教育大学
Naruto University of Education

教育・学生生活

TOP > 教育・学生生活 > キャンパスライフ > 学生総合相談室

学生総合相談室

ちょっと誰かに聞いてほしい そんなことはありませんか・・・
鳴門教育大学では、みなさんの学生生活をサポートするために、さまざまな相談窓口を設けています。
些細なことでも構いません。まずは気軽に相談してください。

例えばこんなとき

- ・・・やる気が起きない
- ・・・大学になじめない
- ・・・人間関係で悩んでいる
- ・・・将来が不安
- ・・・とにかく誰かに聞いて欲しい
- ・・・友人には話にくい
- ・・・いやがらせを受けている、または友人が受けているようだ
- ・・・あやしい団体に勧誘された
- ・・・悪質商法にひっかかったかも？
- ・・・履修方法がわからない
- ・・・授業についていけない
- ・・・就活ってどうやればいいのか

など

学生相談窓口案内

(出典 本学ウェブページ)

資料5-1-⑥ 心身健康センター『「精神保健相談」』

鳴門教育大学
心身健康センター

心身健康センター > 相談部門 > 精神保健相談

精神保健相談

本センターでは、不安や悩みなど心理的なことで心配がある人に対して、相談室を設けています。
修学上または生活上の問題を初めとして、どんな小さな問題や心配ごとでも心おきなく相談を受け、解決への糸口を見いだしてもらおうと考えています。
相談については、精神保健やカウンセリングの専門家が担当しています。

相談内容の**秘密は守られます**ので、気軽に相談ください。

なお、予約が必要です。事前に電話で照会してください。

相談日時	本学担当教員への相談：随時 カウンセラーへの相談：水・木曜日(12時00分～17時00分)
場 所	心身健康センター内
電 話	089-687-6631

●平成24年度心身健康センター精神保健相談員

氏名	職名	担当コース等
廣瀬 政雄	教授	心身健康センター所長
徳西真記子	教授	臨床心理士養成コース
津田 芳見	教授	特別支援教育専攻
栗飯原良造	教授	臨床心理士養成コース
今田 雄三	准教授	臨床心理士養成コース
小坂 浩嗣	教授	学校臨床実践コース
佐藤 亨	准教授	学校臨床実践コース
三輪 幸子	カウンセラー	学生相談室

鳴門教育大学 心身健康センター
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
電話番号 089-687-6631(事務室) 開館時間 午後8時30分～午後5時15分(月～金)

(出典 本学ウェブページ)

(基準の達成についての自己評価：A)

- 1) 学生の修学支援や生活相談等は、教職大学院コラボレーションオフィスのコーディネーター及び実習担当教員が担当している。
 - 2) 学部卒学生に対する進路選択のための支援については、全学的な就職支援体制と併せて教職大学院実務家教員等による個別指導を実施している。
 - 3) 学生の健康相談、メンタルヘルス相談、各種ハラスメントへの相談・助言体制を全学的に整備している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準5-2 A

○ 学生への経済支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

学生に対する経済支援については、全学的な支援体制に基づいている。具体的には、「鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程」を定め、学生の経済面での援助を行うほか、奨学金に関しては「鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準」等を定め、日本学生支援機構に推薦等を行っている（資料5-2-①）。

資料5-2-① 入学料、授業料及び寄宿舎料の免除

第1章 総則

(免除等の対象者)

第2条 入学料の免除及び徴収猶予の対象となる者は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）に入学する者とし、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿舎料の免除の対象となる者は、本学学生とする。ただし、研究生、科目等履修生等については、第19条第1項第1号、第2号及び第25条に規定する免除を除き、対象としない。

(出典 鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程)

また、教育公務員特例法に基づく大学院修学休業制度を利用して在学する者を対象に授業料の全額を免除する「授業料特別免除制度」を創設し、平成20年度入学生から適用している。平成21年度からは、「鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金要項」を定め、教職大学院の現職教員学生を対象に、現任校実習に係る往復旅費等の負担軽減に資するため、支援金貸与の制度を設けている（資料5-2-②）。

資料5-2-② 教職大学院生（現職教員）支援基金

(目的)

第2条 基金は、鳴門教育大学学校教育研究科高度学校教育実践専攻に在籍する現職教員（以下「教職大学院生（現職教員）」という。）の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(出典 鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金要項)

(基準の達成についての自己評価：A)

- 1) 教職大学院における経済的支援体制は、入学料、授業料及び寄宿舎料の免除、支援金貸与等が実施され、整備している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

週録、担任制、教職大学院での意見聴取等を通して、学生のニーズを適切に把握し、入学から修了までの学生の修学や生活支援を行っている。特に教職大学院では、県外での実習実施に関する学生の経済的負担を軽減するため、「鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金」制度を設けている。

基準領域 6 教員組織等

1 基準ごとの分析

基準 6-1 A

○ 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

【基準に係る状況】

実践的指導力のある優れた教員を養成するという本学の教育目標を実現するため、教員組織編制のための基本方針を「国立大学法人鳴門教育大学学則」及び「鳴門教育大学教育研究組織規則」に定めている（資料 6-1-①、6-1-②）。平成 21 年度からは、従来までの教員組織「部・講座制」を廃止し、学部・大学院に捉われないう新たな教員組織として、学問領域で構成する 4 つの「教育部」に再編するとともに、社会のニーズに即した弾力的かつ効率的な学部・大学院教育を行う教育組織として、大学院学校教育研究科に専攻・コースを設置している。

資料 6-1-① 教員組織編制
第 4 節 組織
(学内教育研究施設)
第 1 5 条 本学に、地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター及び予防教育科学教育研究センターを置く。
(厚生補導施設)
第 1 6 条 本学に心身健康研究教育センターを置く。
(教員組織)
第 1 9 条 本学に、教育研究上の目的を達成するための組織として、教育部を置く。
(センター部)
第 2 1 条 本学に地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター及び心身健康研究教育センターを統括するセンター部を置く。
(出典 国立大学法人鳴門教育大学学則)

資料 6-1-② 教育研究組織
第 1 章 総則
第 1 節 趣旨
(趣旨)
第 1 条 この規程は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教育研究組織について定める。
第 2 章 教員組織
第 1 節 教育部
(教育部)
第 2 条 本学に、教員組織として次の学問領域で構成する教育部を置く。

教育部	学 問 領 域
基礎・臨床系教育部	教育学，心理学，医学等
人文・社会系教育部	国語科教育，英語科教育，社会科教育，人間科学等
自然・生活系教育部	数学科教育，理科教育，技術科教育，家庭科教育等
芸術・健康系教育部	音楽科教育，美術科教育，保健体育科教育等

2 本学の教員（附属学校教員を除く。）は、前項に規定する何れかの教育部に所属する。
(出典 鳴門教育大学教育研究組織規則)

本学教職大学院の専任教員は、研究者教員 10 名、実務家教員 10 名（うち、1 名はみなし実務家）であり、専門職大学院設置基準の教員数 11 名を大きく上回るとともに、専任教員のうち実務家教員の占める割合も 50% である。研究者教員と実務家教員をバランスよく配置することで、理論と実践のそれぞれの立場からの考え方や知識の提供が可能な体制を構築している。また、理論と実践の融合を図る視点から、教職大学院において中核となる実習科目及び実習と連動する専門科目については、全ての科目において教職大学院の専任教員が担当している（資料 3-2-①：16 頁参照，6-1-③）。

資料 6-1-③ 授業科目及び担当教員一覧 (抜粋)

区分	授業科目の名称	担当教員名
共通	【教育課程の編成・実施に関する領域】	
	教科カリキュラムの内容と構成	西村 公孝 村川 雅弘 前田 洋一 廣瀬 隆司
	学校カリキュラムの開発	村川 雅弘 前田 洋一
	教育課程の基礎的理解と実践	藤原 伸彦 山田 芳明 岩久保 和義
	【教科等の実践的な指導方法に関する領域】	
	学習指導と学習評価	川上 綾子 西村 公孝 廣瀬 隆司 前田 洋一
	授業実践の分析と改善	小野瀬 雅人 廣瀬 隆司
	教科等指導の基礎的理解と実践	木下 光二 葛上 秀文 藤原 伸彦 山田 芳明 岩久保 和義 端村 達也

(出典 教務課資料)

教員の教育・研究に関する業績の公開については、「教員情報データベース」、「自己評価結果報告書」をウェブページにて公開している(資料6-1-④, 6-1-⑤)。また、学長裁量経費や教育研究プロジェクト経費等に基づく研究成果についてもウェブページにて公表している(資料6-1-⑥)。

資料 6-1-④ 教員情報データベース

国立大学法人 鳴門教育大学

教員情報データベース

English 鳴門教育大学

検索 サイトマップ

TOP
検索結果

氏名	小野瀬 雅人
氏名(ふりがな)	おのせ まさと
ローマ字表記	ONOSE Masato
職名	教授
所属教育部	基礎・臨床系教育部
所属コース	授業実践・カリキュラム開発コース
TEL	088-687-6268
FAX	088-687-6268
E-mail	onose@nanuto-u.ac.jp
学位	1991年1月 教育学博士(筑波大学)
学位論文題目	入門期における書字技能の習得に関する教育心理学的研究(博士論文)
現在の研究分野(キーワード)	教授・学習心理学, 授業心理学, 学校心理学
現在の研究分野(概要)	各教科で用いられる様々な教材(教育内容)の効率的指導法とその評価方法, 授業研究の方法論の検討のほか, 学校心理学の立場から学習指導のコンテクストに関する研究を述べている。
主要担当授業科目	(学部)教科指導学習論 (学部)授業研究論 (大学院)授業実践の分析と改善 (大学院)学校の今日的課題と其の改善 (大学院)教材教員の開発運営 (大学院)学習者理解・支援の実践と課題
所属学会	日本教育心理学会, 日本心理学会, 日本教材学会, 日本応用教育心理学会, 日本学校心理学会, National Association of School Psychologists
学会及び社会における主な活動	日本教育心理学会・理事(平成15年~平成18年;平成18年~平成21年), 日本教育心理学会編「教育心理学研究」編集委員・審査協力者(平成10年~16年;平成17年~20年), 日本心理学会編「心理学研究」審査協力者(平成11年, 16年), 日本応用教育心理学会理事・同学会編「応用教育心理学研究」編集委員(平成12年~), 日本学校心理学会理事・同学会編「学校心理学研究」編集委員(平成11年~), "Social Behavior and Personality-An International Journal" (New Zealand) 審査協力者(平成18年), 一般社団法人学校心理士認定運営機構・常任理事(平成19年~), 日本学校心理士会・常任幹事(平成19年~), 日本学校心理士会編「学校心理士会年報」編集委員(平成19年~), 日本教材学会・理事(平成12年~)
主要研究業績	

Copyright © 2010 国立大学法人 鳴門教育大学

(出典 本学ウェブページ)

資料 6-1-⑤ 鳴門教育大学自己評価結果報告書

TOP > 大学案内 > 法人情報 > 自己評価結果報告書

自己評価結果報告書

鳴門教育大学自己評価結果報告書

鳴門教育大学では、「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」に基づき、1事業年度について、組織としての活動状況を自己点検し、教員については設定した目標に対する自己点検・評価を行っており、その評価結果を公開しています。なお、16年度及び17年度版については書籍として発行しており、その業務実績については業務実績に関する報告書をご参照ください。

- 自己評価結果報告書(平成22年度版)
- 自己評価結果報告書(平成21年度版)
- 自己評価結果報告書(平成20年度版)
- 自己評価結果報告書(平成19年度版)
- 自己評価結果報告書(平成18年度版)

(出典 本学ウェブページ)

資料 6-1-⑥ 教育研究支援プロジェクト経費一覧

TOP > 研究活動・地域連携 > 研究費・研究活動 > 平成23年度 教育・研究支援プロジェクト

平成23年度 教育・研究支援プロジェクト

所属コース等	代表者	プロジェクト名
特別支援教育専攻	櫻津田 芳見 (158K Bytes)	多機関連携による発達障害支援研究
学校・学級経営コース	佐古 秀一 (90.4K Bytes)	教育委員会・学校と連携した教育改善に関する実証的研究 - 錦州市教育委員会との協働的関わりによる包括的な学校支援の展開 -
学校・学級経営コース	阪根 健二 (194K Bytes)	防災を考える教員を育成する
言語系コース(英語)	櫻前田 一平 (188K Bytes)	全学対象一般英語カリキュラム改善に向けた基礎的研究
社会系コース	櫻大石 雅章 (124K Bytes)	瀬路文化を活かした教師力育成
国際教育コース	櫻近森 進助 (169K Bytes)	海外教員指導者を対象とした研修の計画・実施・評価・フォローアップに関する研究 - ケニア初等理科教員指導者に関する事例 -
自然系コース(理科)	櫻早藤 幸隆 (255K Bytes)	教員養成のための親子・エネルギー教育に関する科学実験教材の開発と附属小中連携モデルカリキュラムの実証的展開に関する研究
生活・健康系コース(技・工・情)	櫻宮下 昌一 (250K Bytes)	樺越海峡における潮力を利用した発電の可能性調査
生活・健康系コース(技・工・情)	櫻曾根 直人 (88.7K Bytes)	消費電力、室温の計測、可視化およびクラウド利用による省エネルギーへの取り組み

(出典 本学ウェブページ)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 教員組織及び教育組織については、「教員定員配置計画」を定め、全学的に管理している。本学教職大学院の専任教員数は、専門職大学院設置基準等の教員数を上回っており、教育課程等を遂行するために必要な教員を適切に配置している。また、実務家教員も一定比率を確保している。実習指導等においては専任教員の指導体制が整備されている。

2) 教員の教育及び研究業績については、「教育研究者総覧」等によりウェブページにて公開している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 6-2 A

○ 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

【基準に係る状況】

本学の教員選考については、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程」で、教員選考を適正かつ円滑に行うために必要な手続きについて定めており、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」、「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申合せ」等に基づき、原則公募制としている（資料 6-2-①、6-2-②、6-2-③）。特に、「教員選考調書」の「業績目録」中に、研究業績に加え「教育上の能力」に係る項目を設けるなど、適切に運用しており、教職大学院において必要とされる教育研究上の指導能力の評価を十分に行っている。

資料 6-2-① 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程（抜粋）」

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則（平成 16 年規則第 2 1 号）に基づく教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の選考を適正かつ円滑に行うために必要な手続きについて定める。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程）

資料 6-2-② 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則（抜粋）」

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学の教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。）の選考基準について定める。

（選考基準）

第 2 条 教員の選考は、次条から第 7 条までに規定する資格を有する者について、人格、識見、教育研究業績、経歴、学会及び社会における活動、健康状態等を総合的に審査して行う。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則）

資料 6-2-③ 「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申し合わせ（抜粋）」

- 1 国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第 4 条第 2 項に規定する教員の公募の申出は、別記様式第 1 号の教員公募申請書を提出して行うものとする。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程第 6 条の規定に基づき学長に提出する教員選考候補者決定報告書及び国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第 7 条の規定に基づき人事委員会委員長に提出する教員選考候補者選定報告書に添付する教員選考調書及び業績目録は、別記様式第 2 号により作成するものとする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考手続きに関する申し合わせ）

また、「徳島県教育委員会との人事交流に関する協定書」に基づき、3 年任期の小学校の現職教員 1 名を准教授として採用するとともに、教職経験及び教育関連行政における勤務経験等、豊富な実務経験を有するみなし実務家教員を配置することで、実践現場の動きを恒常的に導入するための配慮を行っている。

なお、「国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則」を制定し運用することで、人事の活性化を図り、流動性を高めている（資料 6-2-④）。

資料 6-2-④ 「国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則（抜粋）」

（趣旨）

第 1 条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程（平成 18 年規程第 2 号。以下「規程」という。）第 6 条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教員の再任手続きに関し、必要な事項を定める。

（再任審査）

第 2 条 教員の再任審査は、教育研究評議会において行う。

- 2 前項の教員の再任審査は、第 4 条第 4 項で定める業績評価報告書により行うものとする。

（業績評価）

第 3 条 規程第 4 条第 1 項で定める業績評価は、人事委員会が行う。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則）

教員の年齢及び性別の構成に関しては、以下に示すとおりである（資料6-2-⑤）。

資料6-2-⑤ 教職大学院年齢構成表

(平成24年5月1日現在 単位:人)

区分	職名	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～65歳	計
研究者 教員	教授			2	3		5
	准教授	2	1(1)	1			4(1)
	講師	1					1
	小計	3	1(1)	3	3	0	10(1)
実務家 教員	教授			2	1	1	4
	准教授		1	2	2(1)		5(1)
	講師					1	1
	小計	0	1	4	3(1)	2	10(1)
合計	3	2	7	6	2	20(2)	

※実務家教員のうち講師1人は、みなし専任

※()は女性教員の内数

(出典 企画総務課資料)

また、教員の採用・昇格については、「教員選考基準」に採用基準と昇格基準を明記しており、それに基づき、教授、准教授、講師、助教については教員選考委員会を組織し、人事委員会、教育研究評議会の審議を経て決定している（資料6-2-⑥）。特に、実務家教員の採用・昇格においては、「初等中等教育における教育経験」及び「教育行政、学校運営又は教育相談等における実績」を重視するなど、適切に運用している

資料6-2-⑥ 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則（抜粋）」

（教授の資格）

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下「専門職学位」という。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (7) 初等中等教育において特に優れた教育経験を有し、かつ、教育行政、学校運営又は教育相談等において、特に優れた実績を有すると認められる者

（准教授の資格）

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）又は専門職学位を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (6) 初等中等教育において優れた教育経験を有し、かつ、教育行政、学校運営又は教育相談等において、優れた実績を有すると認められる者

（講師の資格）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は助教となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員の採用，昇格及び再任に関する規則等を全学的に定め，適切に運用している。
 - 2) 実務家教員については，徳島県教育委員会との人事交流及び公募により採用しており，採用・昇格においては，「初等中等教育における教育経験」及び「教育行政，学校運営又は教育相談等における実績」を重視するなど，適切に運用している。
- 以上のことから，本基準を十分に達成していると判断する。

基準6-3 A

○ 教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動等が行われていること。

【基準に係る状況】

教員の教育・研究活動に関する評価は，「国立大学法人鳴門教育大学評価委員会」の下，「自己点検・評価」及び「業績評価」として実施している。その結果は，教員個人の教育・研究活動に対する自己啓発に資するとともに，教育・研究費の配分及び給与に反映している。教員の教育・研究の状況については，教員情報データベース，自己評価結果報告書，シラバスに明記しウェブページに公開している。

教職大学院においては，「外部評価委員会」，「連携協力校運営チーム」，「自己点検・評価委員会」，「FD委員会」を組織し，教育活動の検証・評価・改善を行っている。前述のとおり，全ての授業に対し「大学院生による授業評価アンケート」を実施し，その結果を受けて教員が報告書を作成し，さらにその報告書にFD委員会が評価結果のコメントを付す体制を取っており，授業の改善に活用している。

授業担当教員の研究活動内容は，教員情報データベース，自己評価結果報告書に示すとおりであり，教育内容と教員の研究活動との整合性は図られている。また，鳴門教育大学，兵庫教育大学，上越教育大学の3教育大学による「教職大学院の実習等のFDシステム共同開発」（文部科学省大学改革推進事業「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」（平成20～21年度））を踏まえ，これまでの3教育大学の学校教育における実践研究の成果や連合大学院の連携を活かし，教職大学院のカリキュラムの中核を担う「実習」，「課題研究」に焦点化したFDシステムを開発してきた。

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員の教育・研究活動に関する評価を毎年実施している。その結果は，各教員の研究費等に反映している。
 - 2) 学内の教育研究支援プロジェクトによる研究活動等を推進し，教職大学院の教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動を行っている。
- 以上のことから，本基準を十分に達成していると判断する。

基準6-4 B

○ 教育課程を遂行するために必要な教育支援者（例えば事務職員，技術職員等）が適切に配置されていること。

【基準に係る状況】

教職大学院の教育課程を遂行するために必要な教育支援者として，教務課に教育支援担当の事務職員を配置している。また，教職大学院の円滑な実習運営や教育委員会との連携活動等を行うことを目的として設置している教育支援組織「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し，オフィス長（専任教員1名）とコーデ

イナーター（各コースより専任教員2名，計8名）とともに，専従のチーフコーディネーター（実務経験者1名）とアドバイザー（実務経験者1名），事務スタッフ（2名）が教育課程を遂行するための企画及び運営，学生からの履修相談等支援を行っている（資料6-4-①）。

資料6-4-① 教職大学院コラボレーションオフィス

規則の根拠	職 員		任 期	備 考
	職 名	氏 名		
4-(1)	オフィス長	小野 瀬 雅 人	23.4.1~24.3.31	専攻長(教授)
4-(2)	チーフ コーディネーター	藤 枝 博	23.4.1~24.3.31	
4-(3)	コーディネーター	久 我 直 人	22.4.1~24.3.31	学校・学級経営コース 2年次担当
4-(3)	コーディネーター	末 内 佳 代	22.4.1~24.3.31	学校臨床実践コース 2年次担当
4-(3)	コーディネーター	前 田 洋 一	22.4.1~24.3.31	授業実践・カリキュラム開発 コース2年次担当
4-(3)	コーディネーター	木 下 光 二	22.4.1~24.3.31	教員養成特別コース 2年次担当
4-(3)	コーディネーター	芝 山 明 義	23.4.1~25.3.31	学校・学級経営コース 1年次担当
4-(3)	コーディネーター	阿 形 恒 秀	23.4.1~25.3.31	学校臨床実践コース 1年次担当
4-(3)	コーディネーター	廣 瀬 隆 司	23.4.1~25.3.31	授業実践・カリキュラム開発 コース1年次担当
4-(3)	コーディネーター	藤 原 伸 彦	23.4.1~25.3.31	教員養成特別コース 1年次担当
4-(4)	副専攻長	小 坂 浩 嗣	23.4.1~24.3.31	学長指名

【計 11人】

鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス規程
(組織等)

第4条 オフィスに，次に掲げる職員を置く。

- (1) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス長
- (2) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター
- (3) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスコーディネーター
- (4) 学長が必要と認めた者

2 オフィス長は，鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻長をもって充てる。

3 チーフコーディネーターは，教育現場での実務経験を有する者をもって充てる。

4 コーディネーターは，高度学校教育実践専攻の教育を担当する専任教員4人以上をもって充てる。

(任期)

第5条 オフィス長，チーフコーディネーター及び学長が必要と認めた者の任期は，それぞれ1年とし，再任を妨げない。

ただし，欠員が生じた場合の任期は，前任者の残任期間とする。

2 コーディネーターの任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の任期は，前任者の残任期間とする。

(出典 教務課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教職大学院コラボレーションオフィスのスタッフ（専任教員等）と教育支援担当事務職員が協働して，教育課程を遂行するために必要な人数を適切に配置している。

以上のことから，優れた取組，活動となっている。

基準6-5 A

○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。

【基準に係る状況】

教職大学院の授業科目は，専門職大学院設置基準等に基づき適切に設定し，運用している。開設授業科目において，実習科目を除く授業科目の9割以上がティーム・ティーチングによる授業であり，さらに実習担当におい

でも、研究者教員と実務家教員がチームを組んで指導を行うこととしており、教職大学院コラボレーションオフィスにおいて実習担当教員の調整を図っている。

また、教職大学院の各コース担当の学生定員に対する各教員の学生指導数は平均 2.5 人であり、適切に担当を割り振っている（資料 6-5-②）。

資料 6-5-② 学生指導の状況

(平成24年5月1日現在 単位:人)

コース名		学生定員	専任教員数	学生指導数
学校・学級経営コース	現職教員 対象	10	5	2.0
学校臨床実践コース		15	4	3.75
授業実践・カリキュラム開発コース		15	5	3.0
教員養成特別コース	学部卒対象	10	6	1.66
計		50	20	2.5

(出典 企画課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 専任教員が担当する授業数及び学生指導数に大きな偏りはなく、適切に担当を割り振っている。
以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、理論と実践の往還を具現化する授業を実施するために、研究者教員と実務家教員がチームとなり、チーム・ティーチングを多く取り入れている。

実習指導、授業等においては、実務家教員と研究者教員が対等な立場で職務を遂行しており、経験のちがいに
かかわらず、実践と理論の架橋を強く意識した教育活動を展開している。

また、全学的な人事方針として、実務家教員に関する採用・昇格の適用に関する基準を定めるとともに、実務
家教員の教育研究業績に関する評価項目を策定し、平成 23 年度から実施している。これに加えて教職大学院の内
部では、教授昇任指針を明確にして、公平で透明性の高い昇任人事がなされるように配慮している。

基準領域 7 施設・設備等の教育環境

1 基準ごとの分析

基準 7-1 A

○ 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に関わる状況]

施設・設備に関しては、学生の学習環境として、1年次生用に院生研究室が3室、2年次生用に資料分析実習室が3室（現職教員学生3コース）及び院生研究室が1室（教員養成特別コース）あり、学生個人毎に机、いすが整備されているなど、十分なスペースが確保されている。また、各部屋には白黒及びカラーレーザープリンターをそれぞれ一台ずつ設置すると同時に、LANケーブルやハブなどによって個々の学生がインターネットに接続できるように環境も整えており、学生の研究及び実践準備などに有効に活用されている。なお、情報機器については、全学共通施設である情報基盤センター及び学内各棟の端末室でも利用できる。

その他に、①ゼミナール室（6室）、②資料編集室（1室）、③資料室（1室）が整備されており、教員による学生の指導や資料作成、これまでに蓄積された資料の保管や閲覧などに活用されている（資料7-1-①）。

資料 7-1-① 教職大学院関連施設

- ①教職大学院資料分析実習室（3室）…人文棟 A417, A421（左）、A421（右）
- ②教職大学院ゼミナール室（6室）…人文棟 A416（左）、A423, A515, A717(A+B), A717(C), A717(D)
- ③教職大学院資料編集室（1室）…人文棟 A422
- ④教職大学院資料室（1室）…人文棟 A416（右）
- ⑤教職大学院院生研究室（1室）…地域連携センター セ 308
- ⑥教職大学院院生研究室（3室）…人文棟 A502, A513, A514

（参考資料：鳴門教育大学学生生活案内 2012 キャンパス MAP（平面図） pp. 148-150, 160）

（出典 施設課資料）

また、教員養成特別コースについては、学生がひとり1台ずつビデオカメラを利用できるように整備し、模擬授業や授業実践の振り返りを行いやすいように環境を整えた。また、実物投影機を購入すると同時に、教職大学院ゼミナール室を模擬授業が行いやすいように整え、実践力の向上につながるための環境整備を進めている。

図書、学術雑誌等に関しては、附属図書館に実践的研究のための資料が蓄積されている（平成 23 年度末の時点で蔵書数 325,125 冊、雑誌 6,160 種）。

（基準の達成についての自己評価：A）

1) 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設等が整備され、稼働率も高く有効に活用されている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

情報通信環境としては、全学的に無線LANを利用する環境が整っており、院生室での自学自習中や講義中でもweb経由で必要な情報を即座に調べることができる。

基準領域 8 管理運営等

1 基準ごとの分析

基準 8-1 A

○ 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

【基準に係る状況】

教職大学院の管理運営に関する事項を審議するため、専攻会議及びコース会議を設置している。専攻会議及びコース会議の構成、審議事項は、「鳴門教育大学教育研究組織規則」第6～9条に規定している（資料8-1-①）。専攻会議等は、定期的かつ臨時に開催することとしており。平成23年度は、定例（第3水曜日開催）の会議を11回開催したほか、臨時会議及びメール会議を実施した。

<p>資料8-1-① 専攻会議及びコース会議</p> <p>第2節専攻長及び副専攻長 (専攻長等)</p> <p>第6条 各専攻に、学則第25条第2項に規定する専攻長を置く。 2 専攻長は、当該専攻における教育及び運営に係る業務を掌理する。 3 各専攻に専攻長の業務を補佐するため、必要に応じて、副専攻長を置くことができる。</p> <p>第3節専攻会議 (専攻会議)</p> <p>第7条 各専攻に、当該専攻の教育を担当する教員をもって構成する専攻会議を置くものとする。ただし、人間教育専攻及び教科・領域教育専攻については、置かないことができる。 2 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。 3 専攻会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 各専攻の教育課程の編成に関する事項 (2) 学位論文（専門職学位課程にあっては、学修評価）、選抜試験、課程の修了及び就職等に関する事項 (3) 大学院学校教育研究科委員会等から検討を依頼された事項 (4) その他専攻長が必要と認めた事項</p> <p>第4節コース長及びコース会議 (コース長)</p> <p>第8条 各コースに、教育及び運営に関する業務を処理するため、コース長を置く。 (コース会議)</p> <p>第9条 各コースに、当該コースに配属された教員をもって構成するコース会議を置く。 2 コース会議に議長を置き、コース長をもって充てる。 3 コース会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。ただし、専攻会議を置かない専攻のコースにあっては、第7条第3項各号に掲げる事項を含む。 (1) 各コースの教育課程の編成等に関する事項 (2) その他コース長が必要と認めた事項</p> <p style="text-align: right;">(出典 「鳴門教育大学教育研究組織規則」)</p>

本学教職大学院の運営については、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程」（以下、「専攻運営組織規程」という。）の第1条第2項において、「教職大学院コラボレーションオフィスと協同して行う」と規定している。「教職大学院コラボレーションオフィス」では、教育委員会・実習校等との連携、教育課程の編成、学生に対する教育支援等について迅速な意思決定を行う必要があることから、コラボレーションオフィス長、チーフコーディネーター、コラボレーションオフィス担当教員（コーディネーター）及び事務担当者（教務課職員）を構成員とする「オフィス会議」を開催し、審議結果は、専攻会議へ上程している。さらに、入学者選抜に係る事項、教育課程の編成、課程の修了等に関する事項については、専攻会議の審議を経た後、入試委員会、教務委員会等に上程し、全学的な検討を行っている。

また、「専攻運営組織規程」第2条の規定に基づき、本学教職大学院の運営組織として「教職大学院外部評価委員会」、「教職大学院連携協力校運営チーム」、「教職大学院自己点検・評価委員会」、「教職大学院FD委

員会」を設置している。

なお、上記の管理運営に関しては、教育支援業務を担当する教務課のほか、自己点検・評価等を担当する企画総務課、入試及び入試広報を担当する入試課等と連携をとりながら、業務を遂行している。

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 本法人の管理運営組織として、国立大学法人法に基づき役員会等を設置するとともに、教育研究に関する重要事項を審議するため、大学院学校教育研究科委員会を設置している。また、本学教職大学院の教育研究及び運営に係る事項を審議するため、専攻会議を定期的に行い、教職大学院コラボレーションオフィスとの協同による運営体制を構築するなど、教職大学院の運営を有機的かつ効果的に行うための委員会を設置しており、教職大学院の目的を達成するため、専任教員が一体となって教育活動を行う体制・組織を整備している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 8-2 B

○ 教職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していること。

【基準に係る状況】

本学では、運営費交付金の中から、各コースに所属する教員の教育研究業績（業績評価による傾斜配分）、学生数等を勘案して、教育研究に係る経費を配分している。教職大学院においては、専攻会議の議を経た上で、専攻共通経費、コース別共通経費、各専任教員の教育・研究費として再配分している。また、連携協力校に対する実習に係る経費及び専任教員による実習担当に係る経費等、実習の実施に関する経費については、「教職大学院実地指導経費」として措置している。

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 教職大学院の各コースに配分される教育・研究活動経費は、専攻会議の議を経て、教職大学院の運営及び教育活動等に係る経費として適切に再配分している。

2) 実習等に係る経費については、「教職大学院実地指導経費」として措置している。

以上のことから、優れた取組、活動となっている。

基準 8-3 A

○ 各教職大学院における教育活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

【基準に係る状況】

本学教職大学院の目的、教育方法、指導方法、教員組織等を教育委員会、学校、教員等に広報する方策として、「教職大学院ガイドブック」と「リーフレット」（修士課程と共用）を作成し、また教職大学院の成果発表等の諸行事報告や入試案内に関する情報誌として「教職大学院Newsletter」を発行し、教育委員会、学校等に配付している。本学ウェブページには、教職大学院を紹介するページにおいて、教育内容、特色等を公開しており、学内外から自由に閲覧できる（資料 8-3-①）。ウェブページでは、この他にも、大学院入試案内、大学院紹介用のビデオを公開している。

資料 8-3-① 教職大学院のご紹介

鳴門教育大学
教職大学院のご紹介

優れたリーダー教員を養成する
教職大学院

学外説明会
平成23年8月31日(土)
9月19日(土)・19日(日)

学内説明会
平成23年9月22日(日)
9月29日(土)

平成24年度入試日程

●前期選抜●
平成23年8月18日(木)
8月19日(金)

●後期選抜●
平成23年12月3日(土)
12月4日(日)

資料請求はこちら

それぞれのキャリアに応じた きめ細かい教育
学部卒業の院生、現職教員院生のそれぞれに適した教育を提供しています。

教職大学院の4つのコース

学校・学級経営コース
学校経営において中核的な役割を担う教員の養成

学校臨床実践コース
生徒指導・教育相談に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

授業実践・カリキュラム開発コース
授業実践・カリキュラム開発に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

教員養成特別コース
卒業者を対象とした実践的対応力・展開力優れた新人教員の養成

(出典 本学ウェブページ)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 本学教職大学院の目的、教育内容、特色等を広く社会に周知するため、広報誌として「教職大学院ガイドブック」、「リーフレット」、「教職大学院 Newsletter」を発行し、教育委員会等へ配付している。
 - 2) 本学教職大学院の特色等は、ウェブページにおいても公開している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 8-4 B

- 各教職大学院における教育活動及び管理運営業務等に関する自己点検・評価及び外部評価等の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

【基準に係る状況】

教職大学院には、「教職大学院自己点検・評価委員会」、「FD委員会」を設置し、教育活動、管理運営に関する自己点検・評価を行う体制を整えている（資料 8-4-①）。

資料 8-4-① 教職大学院自己点検・評価委員会

(自己点検・評価委員会)

第 5 条 自己点検・評価委員会は、実践専攻に係る教育の質の向上や改善等についての評価を統括し実施する。

2 自己点検・評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育研究担当）
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 人間教育専攻，特別支援教育専攻及び教科・領域教育専攻の教育を担当する教員各 1 人
- (6) 学長が必要と認めた者

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程)

教育活動に関しては、全ての学生に週録を作成させ、講義、演習、実習科目について学生の学習状況と問題点をタイムリーに把握できる体制を整えている。また、「FD委員会」が主体となって、全ての授業科目について授業評価を実施し、その結果に基づき、「平成21年度教職大学院授業評価報告書」を刊行した。

外部評価については、「外部評価委員会」において、四国4県の教育委員会関係者を構成員として加え、教職大学院の教育活動、運営についてデマンドサイドからの評価を受ける体制を整えている。自己点検・評価に関する資料については企画総務課が、授業評価及び外部評価委員会に関する資料については、「教職大学院コラボレーションオフィス」でファイリングし、文書管理規則に沿って保管している。

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 本学教職大学院の自己点検・評価の推進体制として、他専攻の教員を含めた自己点検・評価委員会を専攻独自に設置し、認証評価の基準に準じた自己点検・評価を行っている。さらにデマンドサイドからの評価を受けるために外部評価委員会を設置しており、これらの資料をファイリングし、適切に保管している。

以上のことから、優れた取組、活動となっている。

2 「長所として特記すべき事項」

「教職大学院外部評価委員会」では、四国4県の教育委員会関係者を構成員とするなど徳島県はもとより、四国4県の教育委員会との連携構築を推進している。

「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し、教育委員会・学校との円滑な連携調整を行う体制を整備し、機能させている。

徳島県教育委員会と「人材育成協議会」を設置し、協議を重ねた結果、平成23年度から大学院修士課程(2年生)在籍者や進学予定者が小学校教員試験に合格した場合、採用を大学院修了まで延長できる制度が新設された。

基準領域9 教育の質の向上と改善

1 基準ごとの分析

基準9-1 A

○ 教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

【基準に係る状況】

本学教職大学院では、平成20年度より、教職大学院独自の「自己点検・評価委員会」を設置し、「教職大学院自己点検・評価実施要領」に基づき、組織的に自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価報告書」としてまとめている。また、本専攻における組織的なFD事業を推進するため、「FD委員会」を設置し、全授業科目を対象とした学生による授業評価及び公開授業等を実施している。平成23年度には、教員養成評価機構の認証評価を受審し、「本学教職大学院は評価基準に適合している」との評価を得た。

学生からの意見聴取の方法としては、全ての授業科目を対象とした授業評価を実施している。学生による授業

評価は、「教師の実践力の習得に役立つ内容であった」、「学校現場のニーズと適合し、学校や地域のリーダーとして指導力を発揮するのに役立つ内容であった」など、教職大学院の目的を踏まえた項目を設定して、各授業の最終講義等においてアンケートを実施している。集計結果は各授業科目の担当教員に示し、担当教員は改善点等を検討した上で、FD委員会に分析結果を提出する。FD委員会は、集計・分析結果を基に3段階評価を行い、各授業科目担当教員に対して個別にコメントを付してフィードバックする体制を取っており、特に改善を要すると評定された授業については、担当教員に改善を促すことで、教育の質の向上、改善のため

資料9-1-① FD委員会からのコメント

「教職大学院授業評価アンケート調査の集計・分析」に対する
判定基準と「FD委員会からのコメント」について

教職大学院 FD委員会

1. 「3段階評価」の判定基準と内容

(1) 判定基準

- A: アンケート項目の全てにおいて、2と1の回答者数が、全回答者数の20%未満である。
- B: アンケート項目中の1～数項目(5項目程度)で、2と1の回答者数が全回答者数の20%以上である。
- C: アンケート項目中の数項目(5項目程度)以上で、2と1の回答者数が全回答者数の20%以上である。

(2) 内容

- A: 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を十分達成していると判断できません。今後も、シラバスにしたがって授業を進めてください。
- B: 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を概ね達成していると判断できません。受講生と授業者の評価結果を踏まえ、授業の目的を十分達成できるよう、課題として指摘のあった授業内容・授業方法を検討し、必要な改善を図った上で今後の授業を行ってください。
- C: 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を達成できていないと判断できません。受講生と授業者の評価結果を踏まえ、授業の目的を十分達成できるよう、課題として指摘のあった授業内容、授業方法を十分に検討し、改善を図った上で今後の授業を行ってください。

2. 「FD委員会からのコメント」の基本的な考え方

「FD委員会からのコメント」の継続性を考慮し、主観性を排除し、できる限り客観性があり、かつ改善の方向性がみえるコメントとする。

- ① コメントの内容は、A、B、Cの「3段階評価」とし、3段階それぞれの内容を文章で示す。
- ② B、C評価の場合は、必要に応じて、改善の具体的内容を記した追加コメントを付すことができる。

(出典 専攻会議資料)

ための取組を組織的に行っている(資料9-1-①)。

学生からは、受講生による授業評価の他、教職大学院の教育方法、カリキュラム、学習環境等について定期的に意見交換会を開催し、学生からの意見を聴取し対応するとともに、専攻会議で報告の上、改善策を検討する等、教育状況等の改善・向上に努めている。

また、授業公開・授業検討会、シンポジウム等を開催することで、学外関係者（教職大学院を開設している大学の関係者、教育委員会の関係者等）の意見や専門職域に係わる社会のニーズを調査し、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映している。平成23年度には、6月に「授業公開」を開催した（資料9-1-②）。

教育内容については、平成21年度に教職大学院としての到達目標を設定し、それに基づくカリキュラムの体系化を図ることとした。また、学生からの意見聴取等を重ね、カリキュラムの見直しを議論し、平成22年度より新カリキュラムを導入した。

資料9-1-② 「授業公開」開催要項

**平成23年度 鳴門教育大学 教職大学院
「授業公開」開催要項**

1 開催趣旨
鳴門教育大学教職大学院は、平成20年に創設され、各県教育委員会をはじめ、市町村教育委員会、各学校の教職員のご理解とご支援とをいただきながら、学校現場が抱える教育課題をテーマに教員人材育成と資質の向上をめざして、実習並びにカリキュラムや授業改善に取り組んでいる。この度、県内外に授業を広く公開し、カリキュラム並びに授業改善の一層の充実発展を期するものである。

2 主催 鳴門教育大学

3 後援 徳島県小学校長会 徳島県中学校長会 徳島県高等学校長協会

4 日時 平成23年6月11日（土） 10:00～15:00

5 会場 鳴門教育大学 〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748
(TEL 088-687-6678)

6 日程

10:00	10:15	11:45	11:50	13:10	13:15	14:45	15:00
	受付	公開授業Ⅰ	昼休み	公開授業Ⅱ			

7 公開授業Ⅰ

A 学校臨床実践コース 「コミュニケーション力育成の実践と課題」 授業計画案

(1) 授業者：小坂浩詞（教授）、阿形恒秀（准教授）、佐藤 亨（准教授）、末内佳代（准教授）

(2) 受講生：40名

(3) シラバスにおける本時の位置づけと目標
○ 本授業では、対人及び自己内面対話における言語的及び非言語的コミュニケーションの力量向上を図るため、グループアプローチの一つであるエンカウンター・グループについて学ぶと共に体験・実践することを通して、コミュニケーションや対人関係形成の技能について学ぶことを目的とする。

(4) 本時の内容と展開
○ 院生が小グループを編成し、主体的に構成的エンカウンター・グループの計画・実践を行うことで、児童・生徒のコミュニケーション力育成のための力量の向上を図る。また、その他の院生も、エンカウンター・グループ体験による自己開示や他者理解を通して、受講者個人の自己成長を図ったり、コミュニケーションスキルや対人関係形成の技能習得をめざす。

（出典 教務課資料）

（基準の達成についての自己評価：A）

- 1) 「自己点検・評価委員会」を設置し、実施要領に基づき自己点検・評価を組織的に行っている。
 - 2) 学生による授業評価の他、教職大学院の教育方法、カリキュラム、学習環境等についての意見交換会を定期的に開催し、学生からの意見を聴取し対応するとともに、専攻会議で報告の上、改善策を検討する等、教育状況の改善・向上を行っている。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準9-2 B

○ 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

【基準に係る状況】

個々の教員は、授業の質の向上を図るため、前期授業の評価の結果に基づき、それぞれの後期授業及び次年度の授業の教育内容・教育方法等について改善を図ることとしている。

また、教職大学院にふさわしい教育課程、教育内容、教育方法等とするため、「FD委員会」、「コース会議」、「専攻会議」等を開催し、教育方法等の改善に取り組んでいる。なお、これらの委員会等で検討した結果は、「授業公開・授業検討会」、「外部評価委員会」等において公表している。

ファカルティ・ディベロップメントについては、学生や教職員のニーズを反映させるために、前述のように制度を確立し、組織的に活動している。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るために、授業の計画、実施、評価の各段階で綿密な打ち合わせを行っている。

本専攻における実習は、複数の教員による担当において研究者教員と実務家教員が緊密に連携する体制を組み、指導を行っている。その中で、研究者教員の持つ理論的な知見と、実務家教員の持つ実践的な知見を融合させることによって、学生の実習の成果を高めるとともに、その過程が研究者教員、実務家教員相互の知見を学び合う機会となっており、指導内容・方法のより一層の充実が図られている。

(基準の達成についての自己評価：A)

- 1) 個々の教員が授業評価の結果に基づき、教育内容・教育方法等について改善を図っている。
 - 2) 学生や教職員のニーズを反映したFD事業を組織的に実施している。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るために授業の計画、実施、評価の各段階で打ち合わせを行っており、教員相互の知見を学び合うことにより、学生への指導の充実を図っている。
- 以上のことから、優れた取組、活動となっている。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、教育の質を保証するとともに、学生、教育委員会、学校関係者の意見も踏まえ改善を図っている。

教職大学院としての到達目標を定め、その到達を保障するカリキュラムの体系化を進めている。学生に対しては、到達目標に対する自己評価を行わせ(2年間で3回)、その結果に基づいて、各自、それ以後の学習の課題設定を行っている。また、日々の学習の成果については、週録として報告し、主に指導教員がその状況を確認している。

大学教員は、開設科目と到達目標を関連づけ、その観点について、学生それぞれを評価し、その結果を学生に通知するとともに、学生の授業評価と対応させ、授業改善を進めている。教育委員会及び学校関係者に対しては、実習における学生の状況を到達目標と関連づけて評価することを求め、その結果を基に、大学側として、教育成果の検証に活かすこととしている。大学教員、学生、教育委員会等の意見について、到達目標とそれに準拠したカリキュラムのもとに集約することで、組織的かつ効率的に教育の質の改善を図ることが可能となっている。この点について、連携協力校、教育委員会の評価も高く、本学教職大学院の特記すべき特徴といえる。

基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携

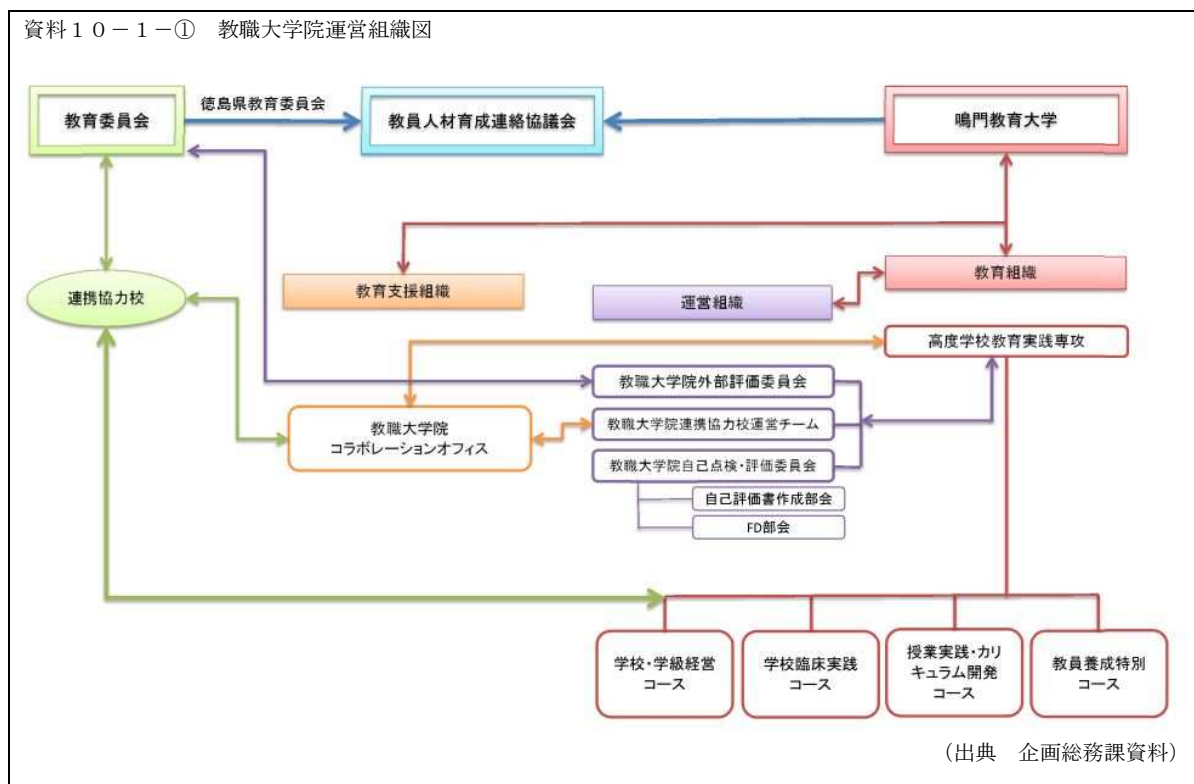
1 基準ごとの分析

基準 10-1 A

○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

[基準に係る状況]

教育委員会及び学校との連携を推進するため、本学教職大学院では、高度学校教育実践専攻の運営組織として、「教職大学院外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）」、「教職大学院連携協力校運営チーム」（以下「連携協力校運営チーム」という。）を設置するとともに、連携に係る連絡調整を円滑に遂行するため「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し、教育委員会及び学校との連携構築のための体制を整えている（資料 10-1-①）。



「教職大学院外部評価委員会」は本学教職大学院のカリキュラム、教育内容、教育方法等に関して、教育委員会サイドからの意見を聴取することを主たる目的とするものである。平成 23 年度の構成メンバーは、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の各教育委員会の関係者と、本学関係者で構成されている。平成 23 年度については、外部評価委員会を 2 回実施した。第 1 回目は、教職大学院の授業公開時（平成 23 年 6 月）であり、実際の授業を参観した後、外部評価委員会を開催した。第 2 回目は、修了生の成果発表会（平成 24 年 2 月）にあわせて開催し、修了生の学修成果に関するプレゼンテーションを実施し、教育委員会関係者の意見を聴取した。この会議で提示されたデマンドサイドからの意見・要望については、専攻会議で専任教員に報告され、教職大学院の教育改善の議論に反映している。

「連携協力校運営チーム」は、主として、新任教員の養成のための実習の運営を連携して遂行することをねらいとしており、鳴門市教育委員会の代表者、鳴門市校長会の代表者及び本学関係者から構成されている。平成 23 年度においては、新任教員養成のための実習の実施状況について説明を行い、次年度の実習の実施計画について、教育委員会、学校関係者からの意見等を聴取している。

「教職大学院コラボレーションオフィス」は、教育現場での実務経験を有するスタッフ（チーフコーディネー

ター1名)と専任教員から選出されたコーディネーター(8名)を配置し、主として現職教員学生の現任校実習、鳴門市、藍住町、北島町、松茂町で展開している新人教員養成のための実習及び現職教員学生の異校種フィールドワーク等に関して、教育委員会、学校等との日常的で緊密な連絡調整業務を遂行している。

さらに、創設時から、徳島県教育委員会との間では、教育委員会における人材養成研修と、本専攻への派遣研修との関連について、意見交換を行ってきた。平成22年度から新たに、「教員人材育成連絡協議会」を設置し、教職大学院への現職教員学生の派遣及び修了生の処遇等に関して、協議を重ねた結果、学生の教員採用試験合格者名簿の有効期間の延長等の措置がなされるなど、具体的な成果をあげている(資料10-1-②)。

資料10-1-② 「鳴門教育大学と徳島県教育委員会との教員人材育成連絡協議会要項」(抜粋)

(目的)

第2 協議会は、徳島県教育委員会との緊密な連携のもと、主として教職大学院制度を徳島県教員の人材育成に活用するという観点から、相互の理解をさらに深め、徳島県教員の資質・力量の向上を図り、本県教育の発展・活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第3 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 徳島県教育委員会

- ア 教育長
- イ 教育次長(県立学校担当)
- ウ 教育次長(小中学校担当)
- エ 教職員課長
- オ 教職員課主幹(小中学校担当)
- カ 教職員課主幹(県立学校担当)
- キ 教職員課人材育成担当総括管理主事

(2) 鳴門教育大学

- ア 学長
- イ 副学長(教育・研究担当)
- ウ 副学長(社会連携担当)
- エ 高度学校教育実践専攻長
- オ 基礎・臨床系教育部長
- カ 教員養成特別コース長
- キ 教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター

(議長)

第4 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集し、総括する。

(協議事項)

第5 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 教職大学院等を活用した徳島県教員の人材育成の在り方に関する事項
- (2) 教職大学院等への現職教員の派遣並びに処遇に関する事項
- (3) 教職大学院等の市町村教育委員会、学校への情報提供等に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(出典 企画総務課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教育委員会及び学校との間で協議する組織を設置し、教職大学院の運営並びに教育活動等に関する意見を聴取し、充実・改善を図っている。
- 2) 「教員人材育成連絡協議会」を設置し、教職大学院への現職教員学生の派遣及び教職大学院修了生の処遇等について、定期的な情報と意見の交換を行っている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、教職大学院の教育に関する連携だけでなく、鳴門市、藍住町、北島町、松茂町の各連携協力校を主たる対象に、学校経営に関する支援（学校評価の集計・分析支援、学校組織改善研究）を行う組織的活動を展開し、学校と教職大学院の連携の強化を図っている。

また、徳島県教育委員会との間で、「教員人材育成連絡協議会」を立ち上げ、教職大学院への現職教員学生の派遣及び教職大学院修了生の処遇等、教職大学院制度を活用した人材養成の在り方について、定期的な情報と意見の交換を行っている。